

## 目 次

<b>教育委員会規則</b>	
○北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則……………	8
○学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則……………	24
○北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則……………	26
○北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則の一部を改正する教育委員 会規則……………	30
○北海道立高等学校通学区域規則の一部を改正する教育委員会規則……………	31
<b>教育長訓令</b>	
○実習船管理規程の一部を改正する教育長訓令……………	35
<b>告示</b>	
○平成22年度北海道教育功績者の表彰について……………	35
○平成23年度北海道有朋高等学校学則に基づく協力校の指定の一部改正について……………	36
○平成23年度北海道有朋高等学校の生徒定員について……………	37
○平成23年度北海道立高等学校の生徒募集人員について……………	37
○平成23年度北海道立特別支援学校の幼稚部、高等部及び専攻科の入学者の募集につい て……………	45
○平成22年度北海道スポーツ賞等の受賞者について……………	58
<b>通達・通知・照会</b>	
○北海道教育委員会委員の異動について……………	59

### § 公布された教育委員会規則のあらまし §

#### ◆北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第10号）

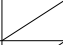
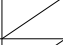
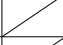

##### 1 趣旨

北海道浜益高等学校ほか5校を廃止するとともに、再編統合による廃止及び新設に係る変更のほか、平成23年度の北海道立高等学校の課程、学科及び生徒定員について所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

- (1) 廃止する北海道浜益高等学校、北海道由仁商業高等学校、北海道名寄農業高等学校、北海道愛別高等学校、北海道増毛高等学校及び北海道厚岸潮見高等学校の項を削ることとした（別表第1関係）。
- (2) 再編統合により廃止する北海道札幌稲北高等学校、北海道美唄高等学校及び北海道美幌農業高等学校の項を削り、新設する北海道札幌あすかぜ高等学校、北海道美唄尚栄高等学校、北海道稚内高等学校及び北海道美幌高等学校の課程、学科及び生徒定員を定めることとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	生 徒 定 員				
			1年	2年	3年	4年	計
北海道札幌あすかぜ高等学校	全日制の課程	普 通 科	280	280	280	△	840
北海道美唄尚栄高等学校	全日制の課程	普 通 科	—	80	80	△	160
		食品システム科	—	40	40	△	80
		情報ビジネス科	—	40	40	△	80
		生活デザイン科	—	40	40	△	80
	単位制による 全日制の課程	総 合 学 科	200			△	200
北海道稚内高等学校	全日制の課程	普 通 科	160	160	160	△	480
		商 業 科	40	—	—	△	40
	定時制の課程	衛 生 看 護 科	40	40	40	△	120
		普 通 科	40	40	40	40	160
		普 通 科	80	80	80	△	240
		農 業 科 学 科	—	40	40	△	80

北海道美幌高等学校	全日制の課程	食品科学科	—	40	40		80
		生活科学科	—	40	40		80
		生産環境科学科	40	—	—		40
		地域資源応用科	40	—	—		40

- (3) 北海道札幌白陵高等学校、北海道北広島高等学校、北海道小樽桜陽高等学校及び北海道遠軽高等学校に単位制による全日制の課程を新たに設置し、その生徒定員を定めることとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	生 徒 定 員			
			1年	2年	3年	計
北海道札幌白陵高等学校	全日制の課程	普通科	—	240	240	480
	単位制による 全日制の課程	普通科	160			160
北海道北広島高等学校	全日制の課程	普通科	—	360	360	720
	単位制による 全日制の課程	普通科	320			320
北海道小樽桜陽高等学校	全日制の課程	普通科	—	240	240	480
	単位制による 全日制の課程	普通科	240			240
北海道遠軽高等学校	全日制の課程	普通科	—	200	240	440
	単位制による 全日制の課程	普通科	200			200

- (4) 北海道留萌千望高等学校に次の学科を新たに設置し、その生徒定員を定めることとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	生 徒 定 員			
			1年	2年	3年	計
北海道留萌千望高等学校	全日制の課程	電気・建築科	40	—	—	40

- (5) 北海道札幌白石高等学校ほか4校の次の課程を廃止することとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科
北海道札幌白石高等学校	全日制の課程	普通科
北海道旭川南高等学校	全日制の課程	普通科
北海道北見柏陽高等学校	全日制の課程	普通科
北海道室蘭工業高等学校	定時制の課程	機械科
北海道静内高等学校	全日制の課程	普通科

- (6) 北海道小樽工業高等学校ほか1校の次の学科を廃止することとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科
北海道小樽工業高等学校	定時制の課程	機械・電気科
		建築科
北海道稚内商工高等学校	全日制の課程	事務情報科

- (7) 北海道札幌稲西高等学校ほか8校の次の学科の生徒募集を停止することとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	募集停止の生徒定員
北海道札幌稲西高等学校	全日制の課程	普通科	280
北海道長万部高等学校	全日制の課程	商業科	40
北海道小樽商業高等学校	定時制の課程	商業科	40
北海道小樽工業高等学校	全日制の課程	情報技術科	40
北海道美唄工業高等学校	全日制の課程	電子機械科	40
		電気システム科	40
北海道滝川工業高等学校	全日制の課程	土木科	40

北海道中川商業高等学校	全日制の課程	商 業 科	40
北海道留萌千望高等学校	全日制の課程	機 械 科	40
		建 設 科	40
北海道稚内商工高等学校	全日制の課程	機 械 科	40
		商 業 科	40

- (8) 北海道浜頓別高等学校ほか3校について、次の学科の第1学年の生徒定員を増員することとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	増員数
北海道浜頓別高等学校	全日制の課程	普 通 科	40	80	40
北海道佐呂間高等学校	全日制の課程	普 通 科	40	80	40
北海道湧別高等学校	全日制の課程	普 通 科	40	80	40
北海道上士幌高等学校	全日制の課程	普 通 科	40	80	40

- (9) 北海道札幌南陵高等学校ほか19校について、次の学科の第1学年の生徒定員を減員することとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道札幌南陵高等学校	全日制の課程	普 通 科	320	240	80
北海道札幌厚別高等学校	全日制の課程	普 通 科	320	240	80
北海道札幌真栄高等学校	全日制の課程	普 通 科	320	240	80
北海道札幌篠路高等学校	全日制の課程	普 通 科	320	280	40
北海道札幌拓北高等学校	全日制の課程	普 通 科	320	280	40
北海道江別高等学校	全日制の課程	普 通 科	240	200	40
北海道野幌高等学校	全日制の課程	普 通 科	360	320	40
北海道大麻高等学校	全日制の課程	普 通 科	360	320	40
北海道函館西高等学校	全日制の課程	普 通 科	200	160	40
北海道函館稜北高等学校	全日制の課程	普 通 科	200	160	40
北海道小樽商業高等学校	全日制の課程	商 業 科	80	40	40
北海道旭川東栄高等学校	全日制の課程	普 通 科	200	160	40
北海道富良野高等学校	全日制の課程	普 通 科	200	160	40
北海道伊達高等学校	全日制の課程	普 通 科	200	160	40
北海道釧路湖陵高等学校	全日制の課程	普 通 科	240	200	40
北海道釧路江南高等学校	単位制による 全日制の課程	普 通 科	280	240	40
北海道釧路商業高等学校	全日制の課程	情 報 処 理 科	80	40	40
北海道釧路工業高等学校	全日制の課程	土 木 科	80	40	40
北海道釧路東高等学校	全日制の課程	普 通 科	200	160	40
北海道根室西高等学校	全日制の課程	普 通 科	120	80	40

- (10) 学年進行に伴い第2学年から第4学年までの生徒定員を改めることとした（別表第1関係）。

- (11) 北海道立学校条例の一部改正に伴い、高等学校の記載順を変更することとした（第13条の2の表、別表第1及び別表第2関係）。

### 3 施行期日

この教育委員会規則は、平成23年4月1日から施行することとした。

### ◆学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第11号）

#### 1 趣旨

北海道立学校条例において、北海道五稜郭養護学校の校名及び道立学校の表記順が改められることから、本則においてもこれに合わせるため、この教育委員会規則を制定することとした。

#### 2 内容

学校教育法施行細則別表第2及び別表第3の学校の表記順を北海道立学校条例の改正に倣い改めるとともに、別表第5の表中「北海道五稜郭養護学校」を「北海道函館五稜郭支援学校」に改めるほか、所要の改正を行うこととした。

## 3 施行期日

この教育委員会規則は、平成23年4月1日から施行することとした。

## ◆北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第12号)

## 1 趣旨

新設する北海道札幌稲穂高等支援学校及び北海道函館五稜郭支援学校の学科及び生徒定員を定めるとともに、平成23年度の北海道立特別支援学校の幼稚部の幼児定員並びに高等部の学科及び生徒定員について所要の改正を行うほか、北海道立学校条例において道立学校の表記順が改められることから、本教育委員会規則においても表記順を合わせるため、この教育委員会規則を制定しようとする事とした。

## 2 内容

(1) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に、新設する北海道札幌稲穂高等支援学校及び北海道函館五稜郭支援学校の学科及び生徒定員を次のように定めることとした（別表第2関係）。

名 称	学 科	生 徒 定 員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育 学 級	計
		1 年	2 年	3 年		
北海道札幌稲穂高等支援学校	木 工 科	8	—	—		8
	環境・流通 サポート科	16	—	—		16
	福 祉 サービス科	8	—	—		8
	生活技術科	8	—	—		8
	生活家庭科	8	—	—		8
北海道函館五稜郭支援学校	環境・流通 サポート科	16	—	—		16

(2) 北海道札幌聾学校ほか4校の幼稚部の幼児定員を次のように改めることとした（別表第1関係）。

ア 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

名 称	現 行	改 正
北海道札幌聾学校	36	30
北海道小樽聾学校	18	6
北海道帯広聾学校	18	24
北海道釧路聾学校	12	18

イ 肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

名 称	現 行	改 正
北海道旭川養護学校	18	12

(3) 北海道高等盲学校ほか37校の高等部について、生徒定員を次のように改めることとした（別表第2関係）。

ア 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

名 称	学 科	生 徒 定 員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育 学 級	計
		1 年	2 年	3 年		
北海道高等盲学校	普通科	22	14	14		50

イ 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

名 称	学 科	生 徒 定 員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育 学 級	計
		1 年	2 年	3 年		
北海道高等聾学校	普通科	14	11	11		36
	生活情報科	8	16	8		32

ウ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

名 称	学 科	生 徒 定 員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育 学 級	計
		1 年	2 年	3 年		

北海道札幌養護学校	普通科	38	30	27	18	113
北海道札幌養護学校 もなみ学園分校	普通科	11	19	11		41
北海道札幌養護学校 共栄分校	普通科	11	11	3		25
北海道星置養護学校	普通科	27	27	24	9	87
北海道札幌高等養護学校	農業科	—	8	—		8
北海道新篠津高等養護学校	農業科	—	8	—		8
北海道七飯養護学校	普通科	19	19	27	—	65
北海道七飯養護学校 おしま学園分校	普通科	11	11	3		25
北海道小樽高等支援学校	木工科	8	8	8		24
	環境・流通 サポート科	16	16	8		40
	福祉 サービス科	16	16	8		40
	生活技術科	8	8	8		24
	生活家庭科	8	8	8		24
北海道余市養護学校	普通科	19	22	19	12	72
北海道余市養護学校 しりべし学園分校	普通科	11	3	8		22
北海道夕張高等養護学校	普通科	9	9	6		24
北海道美唄養護学校	普通科	19	19	8	6	52
北海道南幌養護学校	普通科	25	22	14	—	61
北海道鷹栖養護学校	普通科	14	11	14	—	39
北海道東川養護学校	普通科	11	16	11	3	41
北海道小平高等養護学校	産業科	8	8	—		16
北海道稚内養護学校	普通科	11	8	3	6	28
北海道北見支援学校	普通科	11	11	11	—	33
北海道紋別養護学校	普通科	11	3	8	—	22
北海道紋別養護学校 ひまわり学園分校	普通科	11	11	8		30
北海道室蘭養護学校	普通科	25	11	14	—	50
北海道平取養護学校	普通科	11	11	11	3	36
北海道平取養護学校 静内ペテカリの園分校	普通科	11	8	11		30
北海道帯広養護学校	普通科	22	11	19	12	64
北海道釧路養護学校	普通科	22	22	14	3	61
北海道中標津高等養護学校	産業科	16	16	8		40
	木工科	16	16	8		40

## エ 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

名 称	学 科	生 徒 定 員				計
		訪問教育を除く学級			訪問教育 学 級	
		1 年	2 年	3 年		
北海道真駒内養護学校	普通科	15	15	12	6	48
北海道手稲養護学校	普通科	6	3	3	3	15
北海道拓北養護学校	普通科	15	15	9	3	42
北海道函館養護学校	普通科	6	9	12	3	30
北海道岩見沢高等養護学校	普通科	24	24	16		64
北海道旭川養護学校	普通科	12	3	6	15	36
北海道網走養護学校	普通科	9	3	6	3	21

北海道白糠養護学校	普通科	6	3	3	—	12
オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）である生徒に対する教育を行う特別支援学校						
名 称	学 科	生 徒 定 員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育 学 級	計
		1 年	2 年	3 年		
北海道八雲養護学校	普通科	11	3	14	—	28

(4) 学校の表記順を北海道立学校条例の改正に倣い改めることとした（別表第1及び別表第2関係）。

### 3 施行期日

この教育委員会規則は、平成23年4月1日から施行することとした。

## ◆北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第13号）

### 1 趣旨

北海道札幌稲穂高等支援学校の新設及び北海道五稜郭養護学校において新たに知的障害者である生徒を対象とする高等部を設置するため規定の整備を行うとともに、北海道立学校条例において道立学校の表記順が改められることから、本教育委員会規則においても表記順をあわせるため、この教育委員会規則を制定することとした。

### 2 内容

北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則の表中に、北海道札幌稲穂高等支援学校の項を加えるとともに、北海道五稜郭養護学校の項中、左欄を「北海道函館五稜郭支援学校」に、右欄を「知的障害者である生徒並びに病弱者である児童及び生徒に対する教育」に改め、さらに、学校の表記順を北海道立学校条例の改正に倣い改めることとした。

### 3 施行期日

この教育委員会規則は、平成23年4月1日から施行することとした。

## ◆北海道立高等学校通学区域規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第14号）

### 1 趣旨

北海道立学校条例の一部改正に伴い、全日制の課程の普通科へ就学しようとする者が就学すべき高等学校について、所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

### 2 内容

- (1) 空知南学区において、全日制の課程の普通科へ就学しようとする者が就学すべき高等学校のうち北海道美唄高等学校を北海道美唄尚栄高等学校に改めることとした（別表関係）。
- (2) 石狩学区において、全日制の課程の普通科へ就学しようとする者が就学すべき高等学校のうち北海道札幌稲北高等学校を北海道札幌あすかぜ高等学校に改め、北海道浜益高等学校を除くこととした（別表関係）。
- (3) 上川南学区において、全日制の課程の普通科へ就学しようとする者が就学すべき高等学校から北海道旭川南高等学校及び北海道愛別高等学校を除くこととした（別表関係）。
- (4) 留萌学区において、全日制の課程の普通科へ就学しようとする者が就学すべき高等学校から北海道増毛高等学校を除くこととした（別表関係）。
- (5) 釧路学区において、全日制の課程の普通科へ就学しようとする者が就学すべき高等学校から北海道厚岸潮見高等学校を除くこととした（別表関係）。
- (6) その他所要の規定の整理を行うこととした（別表関係）。

### 3 施行期日

この教育委員会規則は、平成23年4月1日から施行することとした。

## 教育委員会規則

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成22年11月22日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

北海道教育委員会規則第10号

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第13条の2の表を次のように改める。

区分	学科		入学資格
北海道美唄聖華高等学校	看護に関する学科	看護科	1 北海道美唄聖華高等学校を卒業した年に入学を志望する者（第15条の2第1項の規定により入学を志望する者を除く。） 2 その他同高等学校長が前号に定める者と同等以上の学力があると認められた者
北海道小樽水産高等学校	水産に関する学科	漁業科	高等学校を卒業した者で、在学中18単位以上の海技士（航海）の資格に関する単位及び300トン以上の実習船（第三種漁船）における2月以上の乗船履歴を有し、かつ、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）別表第3の身体検査基準表に規定された合格基準に該当するもの
		情報通信科	高等学校を卒業した者で、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）に規定された第三級総合無線通信士の資格又はこれと同等と認められる知識及び技術を有しているもの
北海道函館水産高等学校	水産に関する学科	機関科	高等学校を卒業した者で、在学中18単位以上の海技士（機関）の資格に関する単位及び300トン以上の実習船（第三種漁船）における2月以上の乗船履歴を有し、かつ、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第3の身体検査基準表に規定された合格基準に該当するもの
北海道富良野緑峰高等学校	農業に関する学科	園芸科 学科	1 高等学校を卒業した者又はこれに準ずる学校を卒業した者 2 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者 3 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。） 4 その他北海道富良野緑峰高等学校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
北海道稚内高等学校	看護に関する学科	看護科	1 北海道稚内高等学校衛生看護科を卒業した年に入学を志望する者（第15条の2第1項の規定により入学を志望する者を除く。） 2 その他同高等学校長が前号に定める者と同等以上の学力があると認められた者
北海道別海高等学校	農業に関する学科	酪農経営科	1 高等学校を卒業した者又はこれに準ずる学校を卒業した者 2 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者 3 高等学校卒業程度認定試験規則による文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。） 4 その他北海道別海高等学校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

別表第1及び別表第2を次のように改める。

**別表第1**（第3条関係）

名 称	第 1 欄		第 2 欄					
	課 程	学 科	生 徒 定 員					
			1年	2年	3年	4年	計	

北海道夕張高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道岩見沢東高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	240	240	240		720
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道岩見沢西高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	—	—	120		120
		専門教育を主とする学科（家庭に関する学科）	人間生活科	—	—	40		40
	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	320				320
北海道岩見沢農業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	農業科学科	40	40	40		120
			畜産科学科	40	40	40		120
			食品科学科	40	40	40		120
			農業土木工学科	40	40	40		120
			環境造園科	40	40	40		120
			森林科学科	40	40	40		120
			生活科学科	40	40	40		120
北海道美唄尚栄高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	—	80	80		160
		専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	食品システム科	—	40	40		80
		専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	情報ビジネス科	—	40	40		80
		専門教育を主とする学科（家庭に関する学科）	生活デザイン科	—	40	40		80
	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	200				200
北海道美唄工業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	電子機械科	—	40	40		80
			電気システム科	—	40	40		80
			建築科	—	—	40		40
北海道美唄聖華高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（看護に関する学科）	衛生看護科	80	80	80		240
北海道芦別高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	160	120		440
		専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	情報ビジネス科	40	40	40		120
北海道赤平高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道三笠高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	—	—	40		40
北海道滝川高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	200	200	200		600
		専門教育を主とする学科（理科・数学に関する学科）	理数科	40	40	40		120



	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道滝川工業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	電子機械科	40	40	40	/	120
			電気科	40	40	40		120
北海道砂川高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	480			/	480
			普通科	160	160	160		480
北海道深川西高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	160	160	/	480
			普通科	160	160	160		480
北海道深川東高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	流通経済科	80	80	80	/	240
		情報処理科	40	40	40	120		
北海道深川東高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	生産科学科	40	40	40	/	120
		生産科学科	40	40	40	120		
北海道南幌高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80	/	240
北海道奈井江商業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	商業科	40	40	40	/	120
			情報処理科	40	40	40		120
北海道長沼高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80	/	240
北海道栗山高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	160	/	400
北海道月形高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80	/	240
北海道新十津川農業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	農業・生活科	40	40	40	/	120
北海道札幌東高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	320	320	320	/	960
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道札幌西高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	320	320	320	/	960
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道札幌南高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	320	320	320	/	960
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道札幌北高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	320	320	320	/	960
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	120	120	480
北海道札幌月寒高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	320	320	320	/	960
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道札幌啓成高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	280	280	280	/	840
		専門教育を主とする学科（理科・数学に関する学科）	理数科	40	40	40		120

北海道札幌北陵高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	320	320	320		960
北海道札幌手稲高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	960				960
北海道札幌丘珠高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	320	320	320		960
北海道札幌西陵高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	320	320	280		920
北海道札幌白石高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	960				960
北海道札幌東陵高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	320	320	280		920
北海道札幌南陵高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	240	320	320		880
北海道札幌東豊高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	320	320	280		920
北海道札幌厚別高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	240	320	320		880
北海道札幌真栄高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	240	320	320		880
北海道札幌稲西高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	—	280	240		520
北海道札幌あすかぜ高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	280	280	280		840
北海道札幌稲雲高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	280	280	280		840
北海道札幌篠路高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	280	320	280		880
北海道札幌平岡高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	320	320	320		960
北海道札幌拓北高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	280	320	280		880
北海道札幌白陵高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	—	240	240		480
	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	160				160
北海道札幌国際情報高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
		専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	情報技術科	40	40	40		120
		専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	流通サービス科 情報システム科	80 40	80 40	80 40		240 120
		専門教育を主とする学科（外国語に関する学科）	国際文化科	80	80	80		240
北海道札幌東商業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	情報処理科 流通経済科 会計ビジネス科 国際経済科	80 80 80 80	80 80 80 80	80 80 80 80		240 240 240 240

北海道札幌工業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	機電	械	科	80	80	80	/	240
			建	気	科	80	80	80		240
			土	築	科	80	80	80		240
				木	科	80	80	80		240
北海道札幌琴似工業高等学校	定時制の課程	専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	機電	械	科	40	40	40	/	160
			建	気	科	40	40	40		160
			設	備	科	40	40	40		160
				工	業	—	—	—		40
北海道札幌琴似工業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	電	機	械	80	80	80	/	240
			電	気	科	80	80	80		240
			情	報	科	80	80	80		240
			環	境	科	80	80	80		240
北海道江別高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普	通	科	200	240	240	/	680
		専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	事	務	情	80	80	80		240
		専門教育を主とする学科（家庭に関する学科）	生	活	デ	40	40	40		120
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普	通	科	40	40	40	40	160
北海道野幌高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普	通	科	320	360	360	/	1,040
北海道大麻高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普	通	科	320	360	360	/	1,040
北海道千歳高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普	通	科	240	240	240	/	720
		専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	国	際	流	80	80	80		240
		専門教育を主とする学科（外国語に関する学科）	国	際	教	40	40	40		120
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普	通	科	40	40	40	40	160
北海道千歳北陽高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普	通	科	320	320	280	/	920
北海道恵庭南高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普	通	科	240	240	240	/	720
		専門教育を主とする学科（体育に関する学科）	体	育	科	80	80	80		240
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普	通	科	40	40	40	40	160
北海道恵庭北高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普	通	科	320	320	320	/	960
北海道北広島高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普	通	科	—	360	360	/	720
	単位制による全日制的課程	普通教育を主とする学科	普	通	科	320		/	320	

北海道北広島西高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	320	320	320		960
北海道石狩翔陽高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	960				960
北海道石狩南高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	320	320	320		960
北海道当別高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	120		360
		専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	園芸デザイン科	40	40	40		120
		専門教育を主とする学科（家庭に関する学科）	家政科	40	40	40		120
北海道小樽潮陵高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	280	280	280		840
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道小樽桜陽高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	—	240	240		480
	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	240				240
北海道小樽商業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	商業科 情報処理科	40 80	80 80	80 80		200 240
	定時制の課程	専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	商業科	—	40	40	40	120
北海道小樽工業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	電子機械科	40	40	40		120
			電気科	40	40	40		120
情報技術科			—	40	40		80	
建設科			40	40	40		120	
	定時制の課程	専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	電気・建築科	40	40	40	40	160
北海道小樽水産高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（水産に関する学科）	海洋漁業科 水産食品科 栽培漁業科 情報通信科	40 40 40 40	40 40 40 40	40 40 40 40		120 120 120 120
北海道寿都高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道蘭越高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道俱知安高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	—	—	200		200
	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	320				320
北海道俱知安農業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	生産科学科	40	40	40		120

北海道共和高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道岩内高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	120		360
		専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	事務情報科	40	40	40		120
北海道古平高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	—	—	40		40
北海道仁木商業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	商業科	—	—	80		80
北海道余市紅志高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	—	—	40		40
		専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	園芸科	—	—	40		40
	単位制による全日制的課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	320				320
北海道室蘭栄高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	160	160		480
		専門教育を主とする学科（理科・数学に関する学科）	理数科	80	80	80		240
	定時制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道室蘭清水丘高等学校	単位制による全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	600				600
北海道室蘭東翔高等学校	単位制による全日制的課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	600				600
北海道室蘭工業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	電子機械科	40	40	40		120
			電気科	40	40	40		120
			情報技術科	40	40	40		120
			建築科	40	40	40		120
			土木科	—	—	40		40
			環境土木科	40	40	—		80
			材料技術科	—	—	40		40
北海道苫小牧東高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	280	280	280		840
	定時制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道苫小牧西高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	160	160		480
北海道苫小牧南高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	—	—	200		200
	単位制による全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	400				400
北海道苫小牧総合経済高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	流通経済科	80	80	80		240
			国際経済科	40	40	40		120
			情報処理科	40	40	40		120

北海道苫小牧工業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	電子機械科 電気情報技術科 情報技術科 建築科 土木科 環境化学科	40 40 40 40 40 40	40 40 40 40 40 40	40 40 40 40 40 40		120 120 120 120 120 120
	定時制的課程	専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	機械科 建築科	40 40	40 40	40 40	40 40	160 160
北海道登別青嶺高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	160	160		480
北海道伊達高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	200	200		560
北海道伊達緑丘高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	160	160		480
北海道白老東高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	120		360
北海道厚真高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道虻田高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	商業科	40	40	40		120
			事務情報科	40	40	40		120
北海道追分高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	80		160
北海道鶴川高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道穂別高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道富川高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
		専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	商業科	40	40	40		120
北海道平取高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道浦河高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	160	160		480
北海道様似高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	商業科	40	40	40		120
北海道静内高等学校	単位制による全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	600				600
北海道静内農業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	食品科学科	40	40	40		120
			生産科学科	40	40	40		120
北海道函館中部高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	240	240	240		720
	定時制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80	80	320
北海道函館西高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	200	200		560
北海道函館稜北高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	200	200		560
北海道戸井高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120

北海道南茅部高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道函館商業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	流通ビジネス科	80	80	80		240
			国際経済科	40	40	80		160
			会計ビジネス科	40	40	—		80
			情報処理科	40	40	80		160
	定時制の課程	専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	事務情報科	40	40	40	40	160
北海道函館工業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	電子機械科	40	40	40		120
			電気科	40	40	40		120
			情報技術科	40	40	40		120
			建築科	40	40	40		120
			環境土木科	40	40	40		120
			工業化学科	40	40	40		120
	定時制の課程	専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	機械科	40	40	40	40	160
			電気科	40	40	40	40	160
			建築科	40	40	40	40	160
北海道函館水産高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（水産に関する学科）	海洋技術科	40	40	40		120
			水産食品科	40	40	40		120
			品質管理流通科	40	40	40		120
			機関工学科	40	40	40		120
北海道上磯高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道大野農業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	農業科	40	40	40		120
			園芸科	40	40	40		120
			食品科学科	40	40	40		120
			生活科学科	40	40	40		120
北海道松前高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道福島商業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	商業科	40	40	40		120
北海道木古内高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	—	—	40		40
北海道七飯高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	120		360
北海道森高等学校	単位制による全日制的課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	480				480
北海道八雲高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	120		360
		専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	総合ビジネス科	40	40	40		120
北海道熊石高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道長万部高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
		専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	商業科	—	40	40		80
北海道江差高等学校	単位制による全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	400				400

北海道上ノ国高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道奥尻高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道檜山北高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	320				320
北海道旭川東高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	280	280	280		840
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道旭川西高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	200	200	200		600
		専門教育を主とする学科（理科・数学に関する学科）	理数科	40	40	40		120
北海道旭川北高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	720				720
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道旭川南高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	720				720
北海道旭川東栄高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	200	200		560
北海道旭川凌雲高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	200	200	200		600
北海道旭川商業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	流通ビジネス科 国際ビジネス科 会計科 情報処理科	80 40 40 80	80 40 40 80	80 40 40 80		240 120 120 240
	定時制の課程	専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	商業科	40	40	40	40	160
北海道旭川工業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	電子機械科	40	40	40		120
			自動車科	40	40	40		120
			電気科	40	40	40		120
			情報技術科	40	40	40		120
			建築科	40	40	40		120
			土木科	40	40	40		120
			工業化学科	40	40	40		120
	定時制の課程	専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	電気科 建築科 土木科	40 40 40	40 40 40	40 40 40	40 40 40	160 160 160
北海道旭川農業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	農業科学科 食品科学科 森林科学科 生活科学科	40 40 40 40	40 40 40 40	40 40 40 40		120 120 120 120
北海道士別翔雲高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	160		400
		専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	総合ビジネス科	40	40	40		120



北海道名寄高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	160	160		480
北海道名寄産業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	電子機械科 建築システム科	40 40	40 40	40 40		120 120
		専門教育を主とする学科（家庭に関する学科）	生活文化科	40	40	40		120
		専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	酪農科学科	40	40	40		120
北海道富良野高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	200	200		560
北海道富良野緑峰高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	園芸科学科	40	40	40		120
		専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	電気システム科	40	40	40		120
		専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	情報ビジネス科 流通経済科	40 40	40 40	40 40		120 120
北海道鷹栖高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道上川高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道東川高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道美瑛高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道上富良野高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道下川商業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	商業科	40	40	40		120
北海道美深高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道中川商業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	商業科	—	40	40		80
北海道留萌高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	160	160		480
北海道留萌千望高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	電気システム科 建設科 電気・建築科	— — 40	40 40 —	40 40 —		80 80 40
		専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	情報ビジネス科	40	40	40		120
北海道苫前商業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	商業科	40	40	40		120
北海道羽幌高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道遠別農業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	生産科学科	40	40	40		120

北海道天塩高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道稚内高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	160	160		480
		専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	商業科	40	—	—		40
		専門教育を主とする学科（看護に関する学科）	衛生看護科	40	40	40		120
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道稚内商工高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	機械科	—	40	40		80
		専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	商業科	—	40	40		80
北海道浜頓別高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	40	80		200
北海道枝幸高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道豊富高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道礼文高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道利尻高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
		専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	商業科	40	40	40		120
北海道北見北斗高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	240	240	240		720
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道北見柏陽高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	720				720
北海道北見緑陵高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	200	200	200		600
北海道常呂高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道留辺蘂高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	280				280
北海道北見商業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	商業科	80	80	80		240
			流通経済科	40	40	40		120
			情報処理科	40	40	40		120
北海道北見工業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	電子機械科	40	40	40		120
			電気科	80	80	80		240
			電建設計科	40	40	40		120
北海道網走南ヶ丘高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	600				600

	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道網走桂陽高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
		専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	商業科 事務情報科	40 40	40 40	40 40		120 120
北海道紋別高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	120		360
		専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	電子機械科	40	40	40		120
		専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	総合ビジネス科	40	40	40		120
北海道美幌高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
		専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	農業科学科	—	40	40		80
			食品科学科	—	40	40		80
			生活科学科	—	40	40		80
			生産環境科学科 地域資源応用科	40 40	— —	— —		40 40
北海道津別高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道斜里高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	360				360
北海道清里高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道小清水高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道訓子府高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道置戸高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（福祉に関する学科）	福祉科	40	40	40		120
北海道佐呂間高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	40	80		200
北海道遠軽高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	—	200	240		440
	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	200				200
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道湧別高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	40	80		200
北海道滝上高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道興部高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道雄武高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240

北海道女満別高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道帯広柏葉高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	280	280	280		840
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道帯広三条高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	840				840
北海道帯広緑陽高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	200	200	200		600
北海道帯広工業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	電子機械科	40	40	40		120
			電気科	40	40	40		120
			建築科	40	40	40		120
			環境土木科	40	40	40		120
北海道帯広農業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	農業科学科	40	40	40		120
			酪農科学科	40	40	40		120
			食品科学科	40	40	40		120
			農業土木工学科	40	40	40		120
			森林科学科	40	40	40		120
	定時制の課程	専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	農業科	40	40	40	40	160
北海道音更高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	160	160		480
	定時制の課程	専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	農業科	40	40	40	40	160
北海道上士幌高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	40	80		200
北海道鹿追高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道新得高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道清水高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	480				480
北海道芽室高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	160	160		480
北海道更別農業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	農業科	40	40	40		120
			生活科学科	40	40	40		120
北海道大樹高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道広尾高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道幕別高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道池田高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	360				360
北海道本別高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240

北海道足寄高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道釧路湖陵高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	200	240	200		640
		専門教育を主とする学科（理科・数学に関する学科）	理数科	40	40	40		120
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道釧路江南高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	800				800
北海道釧路明輝高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	600				600
北海道阿寒高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道釧路商業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	流通経済科	80	80	80		240
			国際ビジネス科	40	40	40		120
			会計科	40	40	40		120
			情報処理科	40	80	40		160
北海道釧路工業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	電子機械科	80	80	80		240
			電気科	40	40	40		120
			建築科	40	40	40		120
			土木科	40	80	40		160
			工業化学科	40	40	40		120
	定時制の課程		専門教育を主とする学科（工業に関する学科）	機械科	40	40	40	40
		電気科	40	40	40	40	160	
北海道釧路東高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	200	160		520
北海道厚岸翔洋高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
		専門教育を主とする学科（水産に関する学科）	海洋資源科	40	40	40		120
北海道標茶高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	360				360
北海道弟子屈高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道白糠高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	120		360
北海道根室高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	120		360
		専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	商業科	40	40	40		120
			事務情報科	40	40	40		120
北海道根室西高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	120	120		320
北海道別海高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	120		360
		専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	酪農経営科	40	40	40		120

北海道中標津高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	160	160		480
		専門教育を主とする学科（商業に関する学科）	商業科 事務情報科	40 40	40 40	40 40		120 120
北海道標津高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道羅臼高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240

別表第2（第3条関係）

名称	第1欄		第2欄		
	学 科		生徒定員		
			1年	2年	計
北海道美唄聖華高等学校	専門教育を主とする学科（看護に関する学科）	看護科	80	80	160
北海道小樽水産高等学校	専門教育を主とする学科（水産に関する学科）	漁業科 情報通信科	10 10	10 10	20 20
北海道函館水産高等学校	専門教育を主とする学科（水産に関する学科）	機関科	10	10	20
北海道富良野緑峰高等学校	専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	園芸科学科	20	20	40
北海道稚内高等学校	専門教育を主とする学科（看護に関する学科）	看護科	40	40	80
北海道別海高等学校	専門教育を主とする学科（農業に関する学科）	酪農経営科	20	20	40

## 附 則

この教育委員会規則は、平成23年4月1日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成22年11月22日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

## 北海道教育委員会規則第11号

学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則

学校教育法施行細則（昭和53年北海道教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2 聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校通学区域（第25条関係）

区分	通学区域（学校教育法施行令第14条第2項の規定により、左欄の視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校を就学させるべき特別支援学校として指定する児童生徒等の住所地の範囲）
北海道札幌聾学校	札幌市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町及び新十津川町
北海道小樽聾学校	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村
北海道室蘭聾学校	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町
北海道函館聾学校	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町及びせたな町

北海道旭川聾学校	旭川市、北見市（留辺蘂町及び常呂町の区域に限る。）、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村及び雄武町
北海道帯広聾学校	帯広市、北見市（留辺蘂町及び常呂町の区域を除く。）、富良野市、南富良野町、占冠村、訓子府町、置戸町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町
北海道釧路聾学校	釧路市、網走市、根室市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、大空町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町

**別表第3** 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校通学区域（第25条関係）

区分	通学区域（学校教育法施行令第14条第2項の規定により、左欄の視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校を就学させるべき特別支援学校として指定する児童生徒等の住所地の範囲）
北海道美唄養護学校	岩見沢市（栗沢町の区域を除く。）、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、石狩市（浜益区の区域に限る。）、奈井江町、上砂川町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町及び幌加内町
北海道南幌養護学校	夕張市、岩見沢市（栗沢町の区域に限る。）、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、当別町、新篠津村、南幌町、由仁町、長沼町及び栗山町
北海道札幌養護学校	札幌市の区域のうち中央区、東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区及び南区
北海道札幌養護学校 もなみ学園分校	社会福祉法人北海道社会福祉事業団もなみ学園に入所している者
北海道札幌養護学校 共栄分校	社会福祉法人よふき会富ヶ岡学園に入所している者
北海道星置養護学校	札幌市の区域のうち北区、西区及び手稲区並びに石狩市（浜益区の区域を除く。)
北海道余市養護学校	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村
北海道余市養護学校 しりべし学園分校	社会福祉法人黒松内つくし園しりべし学園に入所している者
北海道室蘭養護学校	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町及び洞爺湖町
北海道平取養護学校	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町
北海道平取養護学校 静内ペテカリの園分校	社会福祉法人静内ペテカリの園に入所している者
北海道七飯養護学校	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町及びせたな町
北海道七飯養護学校 おしま学園分校	社会福祉法人侑愛会おしま学園に入所している者

北海道鷹栖養護学校	旭川市の区域のうち石狩川以北の地域、留萌市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、比布町、愛別町、上川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町及び初山別村
北海道東川養護学校	旭川市の区域のうち石狩川以南の地域、東神楽町、当麻町及び東川町
北海道稚内養護学校	稚内市、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町及び幌延町
北海道北見支援学校	北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町及び大空町の区域のうち、通学が可能な地域
北海道紋別養護学校	網走市、紋別市、斜里町、清里町、小清水町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村及び雄武町並びに北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町及び大空町の区域のうち、北海道北見支援学校の通学区域を除く地域
北海道紋別養護学校 ひまわり学園分校	社会福祉法人北光福社会ひまわり学園に入所している者
北海道帯広養護学校	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町
北海道釧路養護学校	釧路市、根室市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町

備考 この表において「通学が可能な地域」とは、公共交通機関又は自家用車等によりおおむね1時間以内で通学できる地域をいう。

別表第5 北海道五稜郭養護学校の項中「北海道五稜郭養護学校」を「北海道函館五稜郭支援学校」に改める。

#### 附 則

この教育委員会規則は、平成23年4月1日から施行する。

北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成22年11月22日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

#### 北海道教育委員会規則第12号

北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立特別支援学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表及び同表の3の表を次のように改める。

#### 2 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

第 1 欄	第 2 欄
名 称	幼 児 定 員
北海道札幌聾学校	30
北海道小樽聾学校	6
北海道室蘭聾学校	18
北海道函館聾学校	12
北海道旭川聾学校	18
北海道帯広聾学校	24
北海道釧路聾学校	18

#### 3 肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

第 1 欄	第 2 欄
名 称	幼 児 定 員
北海道手稲養護学校	18
北海道旭川養護学校	12

別表第2を次のように改める。

#### 別表第2（第3条関係）



(高等部)

## 1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第 1 欄 名 称	第 2 欄 学 科	生徒定員					計
		訪問教育を除く学級			訪問教育 学 級		
		1年	2年	3年			
北海道高等盲学校	普通科	22	14	14		50	

備考 訪問教育とは、障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教員を派遣して行う教育をいう（2の表から5の表までにおいて同じ。）。

## 2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第 1 欄 名 称	第 2 欄 学 科	生徒定員					計
		訪問教育を除く学級			訪問教育 学 級		
		1年	2年	3年			
北海道高等聾学校	普通科	14	11	11		36	
	クリーニング科	8	8	8		24	
	生活情報科	8	16	8		32	
	産業技術科	8	8	8		24	

## 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第 1 欄 名 称	第 2 欄 学 科	生徒定員					計
		訪問教育を除く学級			訪問教育 学 級		
		1年	2年	3年			
北海道夕張高等養護学校	普通科	9	9	6		24	
北海道美唄養護学校	普通科	19	19	8	6	52	
北海道南幌養護学校	普通科	25	22	14	—	61	
北海道雨竜高等養護学校	農業科	8	8	8		24	
	木工科	8	8	8		24	
	工業科	8	8	8		24	
	家庭科	8	8	8		24	
	生活園芸科	8	8	8		24	
	生活窯業科	8	8	8		24	
北海道札幌養護学校	普通科	38	30	27	18	113	
北海道札幌養護学校 もなみ学園分校	普通科	11	19	11		41	
北海道札幌養護学校 共栄分校	普通科	11	11	3		25	
北海道星置養護学校	普通科	27	27	24	9	87	
北海道札幌高等養護学校	産業科	16	16	16		48	
	木工科	16	16	16		48	
	クリーニング科	8	8	8		24	
	農業科	—	8	—		8	
	生活園芸科	8	8	8		24	
	生活家庭科	8	8	8		24	
北海道札幌稲穂高等支援学校	木工科	8	—	—		8	
	環境・流通 サポート科	16	—	—		16	
	福祉サービス科	8	—	—		8	
	生活技術科	8	—	—		8	
	生活家庭科	8	—	—		8	

北海道白樺高等養護学校	産 業 科	8	8	8		24
	木 工 科	8	8	8		24
	工 業 科	8	8	8		24
	家 庭 科	8	8	8		24
	クリーニング科	8	8	8		24
	生活園芸科	8	8	8		24
	生活窯業科	8	8	8		24
北海道新篠津高等養護学校	産 業 科	16	16	16		48
	木 工 科	8	8	8		24
	クリーニング科	8	8	8		24
	家 庭 科	8	8	8		24
	農 業 科	—	8	—		8
	生活園芸科	8	8	8		24
	生活家庭科	8	8	8		24
北海道小樽高等支援学校	木 工 科	8	8	8		24
	環境・流通 サポート科	16	16	8		40
	福祉サービス科	16	16	8		40
	生活技術科	8	8	8		24
	生活家庭科	8	8	8		24
北海道余市養護学校	普 通 科	19	22	19	12	72
北海道余市養護学校 しりべし学園分校	普 通 科	11	3	8		22
北海道室蘭養護学校	普 通 科	25	11	14	—	50
北海道伊達高等養護学校	農 業 科	8	8	8		24
	木 工 科	8	8	8		24
	工 業 科	8	8	8		24
	家 庭 科	8	8	8		24
	生活園芸科	8	8	8		24
	生活窯業科	8	8	8		24
北海道平取養護学校	普 通 科	11	11	11	3	36
北海道平取養護学校 静内ペテカリの園分校	普 通 科	11	8	11		30
北海道函館五稜郭支援学校	環境・流通 サポート科	16	—	—		16
北海道七飯養護学校	普 通 科	19	19	27	—	65
北海道七飯養護学校 おしま学園分校	普 通 科	11	11	3		25
北海道今金高等養護学校	産 業 科	8	8	8		24
	農 業 科	8	8	8		24
	生活家庭科	8	8	8		24
北海道鷹栖養護学校	普 通 科	14	11	14	—	39
北海道東川養護学校	普 通 科	11	16	11	3	41
北海道美深高等養護学校	木 工 科	8	8	8		24
	工 業 科	8	8	8		24
	家 庭 科	8	8	8		24
	生活園芸科	8	8	8		24
	生活窯業科	8	8	8		24
	木 工 科	8	8	8		24

北海道小平高等養護学校	クリーニング科	8	8	8		24
	産 業 科	8	8	—		16
	生活園芸科	8	8	8		24
北海道稚内養護学校	普通科	11	8	3	6	28
北海道北見支援学校	普通科	11	11	11	—	33
北海道紋別養護学校	普通科	11	3	8	—	22
北海道紋別養護学校 ひまわり学園分校	普通科	11	11	8		30
北海道紋別高等養護学校	産 業 科	8	8	8		24
	木 工 科	8	8	8		24
	クリーニング科	8	8	8		24
	生活園芸科	8	8	8		24
北海道帯広養護学校	普通科	22	11	19	12	64
北海道中札内高等養護学校	農 業 科	8	8	8		24
	木 工 科	8	8	8		24
	工 業 科	8	8	8		24
	産 業 科	8	8	8		24
	生活窯業科	8	8	8		24
	生活家庭科	8	8	8		24
北海道釧路養護学校	普通科	22	22	14	3	61
北海道中標津高等養護学校	産 業 科	16	16	8		40
	木 工 科	16	16	8		40
	クリーニング科	8	8	8		24
	生活園芸科	8	8	8		24
	生活家庭科	8	8	8		24

## 4 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

名 称	学 科	第 2 欄					計
		生 徒 定 員					
		訪問教育を除く学級			訪問教育 学 級		
1 年	2 年	3 年					
北海道岩見沢高等養護学校	普通科	24	24	16			64
	工 業 科	16	16	16			48
	商 業 科						
	生活科学科						
北海道真駒内養護学校	普通科	15	15	12	6		48
北海道手稲養護学校	普通科	6	3	3	3		15
北海道拓北養護学校	普通科	15	15	9	3		42
北海道函館養護学校	普通科	6	9	12	3		30
北海道旭川養護学校	普通科	12	3	6	15		36
北海道網走養護学校	普通科	9	3	6	3		21
北海道白糠養護学校	普通科	6	3	3	—		12

## 5 病弱者（身体虚弱者を含む。別表第4の2の表において同じ。）である生徒に対する教育を行う特別支援学校

名 称	学 科	第 2 欄					計
		生 徒 定 員					
		訪問教育を除く学級			訪問教育 学 級		
1 年	2 年	3 年					
北海道八雲養護学校	普通科	11	3	14	—		28

## 附 則

この教育委員会規則は、平成23年4月1日から施行する。

北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成22年11月22日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

### 北海道教育委員会規則第13号

北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則（平成19年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

北海道夕張高等養護学校	知的障害者である生徒に対する教育
北海道岩見沢高等養護学校	肢体不自由者である生徒に対する教育
北海道美唄養護学校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育
北海道南幌養護学校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育
北海道雨竜高等養護学校	知的障害者である生徒に対する教育
北海道札幌聾学校	聴覚障害者である幼児、児童及び生徒に対する教育
北海道札幌養護学校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育
北海道札幌養護学校 もなみ学園分校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育
北海道札幌養護学校 共栄分校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育
北海道真駒内養護学校	肢体不自由者である児童及び生徒に対する教育
北海道手稲養護学校	肢体不自由者である幼児、児童及び生徒並びに病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である児童及び生徒に対する教育
北海道高等盲学校	視覚障害者である生徒に対する教育
北海道星置養護学校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育
北海道札幌高等養護学校	知的障害者である生徒に対する教育
北海道拓北養護学校	肢体不自由者である児童及び生徒に対する教育
北海道札幌稲穂高等支援学校	知的障害者である生徒に対する教育
北海道札幌盲学校	視覚障害者である幼児、児童及び生徒に対する教育
北海道白樺高等養護学校	知的障害者である生徒に対する教育
北海道新篠津高等養護学校	知的障害者である生徒に対する教育
北海道小樽聾学校	聴覚障害者である幼児、児童及び生徒に対する教育
北海道高等聾学校	聴覚障害者である生徒に対する教育
北海道小樽高等支援学校	知的障害者である生徒に対する教育
北海道余市養護学校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育
北海道余市養護学校 しりべし学園分校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育
北海道室蘭聾学校	聴覚障害者である幼児、児童及び生徒に対する教育
北海道室蘭養護学校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育
北海道伊達高等養護学校	知的障害者である生徒に対する教育
北海道平取養護学校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育
北海道平取養護学校 静内ペテカリの園分校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育
北海道函館盲学校	視覚障害者である幼児、児童及び生徒に対する教育
北海道函館聾学校	聴覚障害者である幼児、児童及び生徒に対する教育
北海道函館養護学校	肢体不自由者である児童及び生徒に対する教育
北海道函館五稜郭支援学校	知的障害者である生徒並びに病弱者である児童及び生徒に対する教育
北海道七飯養護学校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育

北海道七飯養護学校 おしま学園分校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育
北海道八雲養護学校	病弱者である児童及び生徒に対する教育
北海道今金高等養護学校	知的障害者である生徒に対する教育
北海道旭川盲学校	視覚障害者である幼児、児童及び生徒に対する教育
北海道旭川聾学校	聴覚障害者である幼児、児童及び生徒に対する教育
北海道旭川養護学校	肢体不自由者である幼児、児童及び生徒に対する教育
北海道鷹栖養護学校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育
北海道東川養護学校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育
北海道美深高等養護学校	知的障害者である生徒に対する教育
北海道小平高等養護学校	知的障害者である生徒に対する教育
北海道稚内養護学校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育
北海道北見支援学校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育
北海道網走養護学校	肢体不自由者である児童及び生徒に対する教育
北海道紋別養護学校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育
北海道紋別養護学校 ひまわり学園分校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育
北海道紋別高等養護学校	知的障害者である生徒に対する教育
北海道帯広盲学校	視覚障害者である幼児、児童及び生徒に対する教育
北海道帯広聾学校	聴覚障害者である幼児、児童及び生徒に対する教育
北海道帯広養護学校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育
北海道中札内高等養護学校	知的障害者である生徒に対する教育
北海道釧路聾学校	聴覚障害者である幼児、児童及び生徒に対する教育
北海道釧路養護学校	知的障害者である児童及び生徒に対する教育
北海道白糖養護学校	肢体不自由者である児童及び生徒に対する教育
北海道中標津高等養護学校	知的障害者である生徒に対する教育

**附 則**

この教育委員会規則は、平成23年4月1日から施行する。

北海道立高等学校通学区規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成22年11月22日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

**北海道教育委員会規則第14号**

北海道立高等学校通学区規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立高等学校通学区規則（平成16年北海道教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

**別表（第1条関係）**

左 欄		右 欄
学区名	就学すべき高等学校	通学区
空知南学区	北海道夕張高等学校 北海道岩見沢東高等学校 北海道岩見沢西高等学校 北海道美唄尚栄高等学校 北海道三笠高等学校 北海道南幌高等学校 北海道長沼高等学校 北海道栗山高等学校 北海道月形高等学校	夕張市 岩見沢市 美唄市 三笠市 南幌町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町
空知北学区	北海道芦別高等学校 北海道赤平高等学校 北海道滝川高等学校 北海道砂川高等学校 北海道深川西高等学校	芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 奈井江町 上砂川町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町

石狩学区	北海道札幌東高等学校 北海道札幌西高等学校 北海道札幌南高等学校 北海道札幌北高等学校 北海道札幌月寒高等学校 北海道札幌啓成高等学校 北海道札幌北陵高等学校 北海道札幌手稲高等学校 北海道札幌丘珠高等学校 北海道札幌西陵高等学校 北海道札幌白石高等学校 北海道札幌東陵高等学校 北海道札幌南陵高等学校 北海道札幌東豊高等学校 北海道札幌厚別高等学校 北海道札幌真栄高等学校 北海道札幌稲西高等学校 北海道札幌あすかぜ高等学校 北海道札幌稲雲高等学校 北海道札幌篠路高等学校 北海道札幌平岡高等学校 北海道札幌拓北高等学校 北海道札幌白陵高等学校 北海道札幌国際情報高等学校 北海道江別高等学校 北海道野幌高等学校 北海道大麻高等学校 北海道千歳高等学校 北海道千歳北陽高等学校 北海道恵庭南高等学校 北海道恵庭北高等学校 北海道北広島高等学校 北海道北広島西高等学校 北海道石狩南高等学校 北海道当別高等学校	札幌市 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 当別町 新篠津村
後志学区	北海道小樽潮陵高等学校 北海道小樽桜陽高等学校 北海道寿都高等学校 北海道蘭越高等学校 北海道俱知安高等学校 北海道共和高等学校 北海道岩内高等学校 北海道古平高等学校 北海道余市紅志高等学校	小樽市 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 二七〇町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 俱知安町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
胆振西学区	北海道室蘭栄高等学校 北海道室蘭清水丘高等学校 北海道登別青嶺高等学校 北海道伊達高等学校 北海道伊達緑丘高等学校	室蘭市 登別市 伊達市 豊浦町 壮瞥町 洞爺湖町
胆振東学区	北海道苫小牧東高等学校 北海道苫小牧西高等学校 北海道苫小牧南高等学校 北海道白老東高等学校 北海道厚真高等学校 北海道追分高等学校 北海道鷓川高等学校 北海道穂別高等学校	苫小牧市 白老町 厚真町 安平町 むかわ町
日高学区	北海道富川高等学校 北海道平取高等学校	日高町 平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町

	北海道浦河高等学校 北海道静内高等学校	
渡島学区	北海道函館中部高等学校 北海道函館西高等学校 北海道函館稜北高等学校 北海道戸井高等学校 北海道南茅部高等学校 北海道上磯高等学校 北海道松前高等学校 北海道木古内高等学校 北海道七飯高等学校 北海道八雲高等学校 北海道熊石高等学校 北海道長万部高等学校	函館市 北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町
檜山学区	北海道江差高等学校 北海道上ノ国高等学校 北海道奥尻高等学校	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町
上川南学区	北海道旭川東高等学校 北海道旭川西高等学校 北海道旭川北高等学校 北海道旭川東栄高等学校 北海道旭川凌雲高等学校 北海道富良野高等学校 北海道鷹栖高等学校 北海道上川高等学校 北海道東川高等学校 北海道美瑛高等学校 北海道上富良野高等学校	旭川市 富良野市 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 幌加内町
上川北学区	北海道士別翔雲高等学校 北海道名寄高等学校 北海道美深高等学校	士別市 名寄市 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町
留萌学区	北海道留萌高等学校 北海道羽幌高等学校 北海道天塩高等学校	留萌市 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町
宗谷学区	北海道稚内高等学校 北海道浜頓別高等学校 北海道枝幸高等学校 北海道豊富高等学校 北海道礼文高等学校 北海道利尻高等学校	稚内市 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 幌延町
オホーツク 中学区	北海道北見北斗高等学校 北海道北見柏陽高等学校 北海道北見緑陵高等学校 北海道常呂高等学校 北海道美幌高等学校 北海道津別高等学校 北海道訓子府高等学校 北海道佐呂間高等学校	北見市 美幌町 津別町 訓子府町 置戸町 佐呂間町
オホーツク 東学区	北海道網走南ヶ丘高等学校 北海道網走桂陽高等学校 北海道清里高等学校 北海道小清水高等学校 北海道女満別高等学校	網走市 斜里町 清里町 小清水町 大空町
オホーツク 西学区	北海道紋別高等学校 北海道遠軽高等学校 北海道湧別高等学校 北海道滝上高等学校 北海道興部高等学校	紋別市 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町

	北海道雄武高等学校	
十勝学区	北海道帯広柏葉高等学校 北海道帯広三条高等学校 北海道帯広緑陽高等学校 北海道音更高等学校 北海道上士幌高等学校 北海道鹿追高等学校 北海道新得高等学校 北海道芽室高等学校 北海道大樹高等学校 北海道広尾高等学校 北海道幕別高等学校 北海道本別高等学校 北海道足寄高等学校	帯広市 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町
釧路学区	北海道釧路湖陵高等学校 北海道釧路江南高等学校 北海道阿寒高等学校 北海道釧路東高等学校 北海道厚岸翔洋高等学校 北海道弟子屈高等学校 北海道白糠高等学校	釧路市 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町
根室学区	北海道根室高等学校 北海道根室西高等学校 北海道別海高等学校 北海道中標津高等学校 北海道標津高等学校 北海道羅臼高等学校	根室市 別海町 中標津町 標津町 羅臼町

備考 次の表の左欄に掲げる高等学校への就学に係る通学区域には、当分の間、同表の当該右欄に掲げる地域を含むものとする。

	左 欄	右 欄
空知南学区	北海道岩見沢東高等学校 北海道岩見沢西高等学校	新篠津村
	北海道月形高等学校	新篠津村 浦臼町
石狩学区	北海道札幌啓成高等学校	南幌町
	北海道札幌稲西高等学校 北海道札幌あすかぜ高等学校	小樽市銭函1丁目から5丁目まで 同市星野町 同市春香町 同市見晴町 同市張碓町 同市桂岡町
	北海道江別高等学校 北海道大麻高等学校	南幌町
	北海道北広島高等学校	南幌町 長沼町
	北海道北広島西高等学校	長沼町
胆振東学区	北海道追分高等学校	千歳市協和 同市幌加 同市新川 同市東丘 由仁町川端 栗山町字滝下
渡島学区	北海道熊石高等学校	檜山学区の通学区域欄に掲げる地域
	北海道長万部高等学校	黒松内町字黒松内 同町字旭野 同町字中里 同町字豊幌 同町字西の沢 同町字歌才 同町字東栄 同町字大成 同町字東川 同町字白炭 同町字熱郭 同町字西熱郭原野 同町字チョポシナイ 同町字大谷地 同町字婆沢 同町字赤井川 同町字白井川 同町字観音岱 同町字五十嵐 同町字中ノ川 同町字添別 同町字目名
檜山学区	北海道江差高等学校 北海道上ノ国高等学校 北海道奥尻高等学校	八雲町熊石泉岱町 同町熊石折戸町 同町熊石相沼町 同町熊石館平町 同町熊石泊川町 同町熊石黒岩町 同町熊石見日町 同町熊石鮎川町 同町熊石大谷町



		同町熊石平町 同町熊石豊岩町 同町熊石根崎町 同町熊石雲石町 同町熊石鳴神町 同町熊石西浜町 同町熊石関内町
留萌学区	北海道留萌高等学校 北海道羽幌高等学校 北海道天塩高等学校	幌延町
オホーツク 中学区	北海道常呂高等学校	オホーツク東学区の通学区域欄に掲げる地域
オホーツク 東学区	北海道網走南ヶ丘高等学校 北海道網走桂陽高等学校 北海道清里高等学校 北海道小清水高等学校 北海道女満別高等学校	北見市常呂町
道内のいずれかの高等学校		函館市恵山岬町 同市元村町 同市富浦町 同市島泊町 同市新恵山町 同市絵紙山町 同市新八幡町 同市新浜町 同市銚子町 神恵内村 占冠村 中川町 幌加内町 遠軽町下白滝 同町旧白滝 同町白滝 同町上白滝 同町奥白滝 同町白滝天狗平 同町白滝支湧別 同町白滝北支湧別 同町白滝上支湧別 同町東白滝 日高町字日高 同町字千栄 同町字富岡 同町山手町 同町松風町 同町本町東 同町本町西 同町栄町東 同町栄町西 同町宮下町 同町新町 同町若葉町 同町字三岩

**附 則**

この教育委員会規則は、平成23年4月1日から施行する。

**教 育 長 訓 令**

**北海道教育委員会教育長訓令第18号**

北海道教育庁実習船管理局  
北海道小樽水産高等学校  
北海道函館水産高等学校  
北海道厚岸翔洋高等学校

実習船管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成22年11月22日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

実習船管理規程の一部を改正する教育長訓令

実習船管理規程（昭和54年北海道教育委員会教育長訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「北海道函館水産高等学校長、北海道小樽水産高等学校長」を「北海道小樽水産高等学校長、北海道函館水産高等学校長」に改める。

**附 則**

この教育長訓令は、平成23年4月1日から施行する。

**告 示**

**北海道教育委員会告示第89号**

北海道教育功績者表彰規則（昭和28年北海道教育委員会規則第9号）に基づき、次の者を平成22年度北海道教育功績者として表彰する。

表彰式は、平成22年12月15日（水）札幌市（ホテルライフオーソ札幌）において行う。

平成22年11月22日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

岩見沢市立志文小学校長 畑 山 秀 則

蘭越町教育委員会教育長	難波修二
函館市立八幡小学校長	藤川隆
北斗市立上磯中学校長	能戸誠一
江差町立江差小学校長	山北実
旭川市立緑が丘中学校長	鈴木徹郎
留萌市立留萌小学校長	尾崎信幸
北見市立中央小学校長	浪岡康二
大樹町教育委員会委員長	市川奎二
釧路市立景雲中学校長	大道裕昭

## 北海道教育委員会告示第90号

北海道有朋高等学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第8号）第21条第3項の規定に基づき、昭和55年北海道教育委員会告示第31号（北海道有朋高等学校学則に基づく協力校の指定）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成22年11月22日

北海道教育委員会委員長 神谷奈保子

協力校の名称	受 持 区 域	備 考
北海道岩見沢東高等学校	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、当別町、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町及び浦臼町	
北海道滝川高等学校	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町	
北海道小樽潮陵高等学校	小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村	
北海道倶知安高等学校	黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町及び倶知安町	
北海道岩内高等学校	島牧村、寿都町、共和町、岩内町、泊村及び神恵内村	
北海道室蘭栄高等学校	室蘭市、登別市	
北海道苫小牧東高等学校	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町及びむかわ町	
北海道伊達高等学校	伊達市、豊浦町、壮瞥町及び洞爺湖町	
北海道静内高等学校	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町	
北海道函館中部高等学校	函館市、北斗市、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町及び長万部町	
北海道松前高等学校	松前町、福島町及び知内町	
北海道江差高等学校	江差町、上ノ国町、厚沢部町及び乙部町	
北海道奥尻高等学校	奥尻町	
北海道檜山北高等学校	今金町及びせたな町	
北海道旭川東高等学校	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町及び幌加内町	
北海道名寄高等学校	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村及び中川町	
北海道富良野高等学校	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町及び占冠村	
北海道留萌高等学校	留萌市、増毛町及び小平町	
北海道羽幌高等学校	苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町及び天塩町	
北海道稚内高等学校	稚内市、豊富町及び幌延町	
北海道浜頓別高等学校	猿払村、浜頓別町、中頓別町及び枝幸町	
北海道利尻高等学校	礼文町、利尻町及び利尻富士町	
北海道北見北斗高等学校	北見市、美幌町、津別町、訓子府町及び置戸町	
北海道網走桂陽高等学校	網走市、斜里町、清里町、小清水町及び大空町	

北海道紋別高等学校	紋別市、滝上町、興部町、西興部村及び雄武町	
北海道遠軽高等学校	佐呂間町、遠軽町及び湧別町	
北海道帯広柏葉高等学校	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、幕別町、池田町、豊頃町及び浦幌町	
北海道大樹高等学校	更別村、大樹町及び広尾町	
北海道本別高等学校	本別町、足寄町及び陸別町	
北海道釧路湖陵高等学校	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村及び白糠町	
北海道根室高等学校	根室市	
北海道中標津高等学校	別海町、中標津町、標津町及び羅臼町	

**北海道教育委員会告示第91号**

平成23年度における北海道有朋高等学校の課程及び学科ごとの生徒定員は、次のとおりとする。

平成22年11月22日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

課 程	学 科	生徒定員	備 考
定時制の課程	経 理 科	240	技能連携教育を行う生徒
	事 務 科	480	
単位制による 定時制の課程	普 通 科	480	
	事務情報科	320	
通信制の課程	普 通 科	4,960	

**北海道教育委員会告示第92号**

平成23年度の北海道立高等学校の生徒の募集人員は、次のとおりとする。

平成22年11月22日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

1 平成23年度北海道立高等学校（北海道有朋高等学校及び専攻科を除く。）生徒募集人員

高 等 学 校 名	課 程	学 科	募集人員	備 考
北海道夕張高等学校	全日制	普 通 科	80	
北海道岩見沢東高等学校	全日制	普 通 科	240	
	定時制	普 通 科	40	
北海道岩見沢西高等学校	全日制	普 通 科	160	
北海道岩見沢農業高等学校	全日制	農 業 科 学 科	40	
		畜 産 科 学 科	40	
		食 品 科 学 科	40	
		農業土木工学科	40	
		環 境 造 園 科	40	
		森 林 科 学 科	40	
北海道美唄尚栄高等学校	全日制	総 合 学 科	200	
北海道美唄聖華高等学校	全日制	衛 生 看 護 科	80	
北海道芦別高等学校	全日制	普 通 科	160	
		情報ビジネス科	40	
北海道赤平高等学校	全日制	普 通 科	40	
北海道滝川高等学校	全日制	普 通 科	200	
		理 数 科	40	
	定時制	普 通 科	40	
北海道滝川工業高等学校	全日制	電 子 機 械 科	40	
		電 気 科	40	

北海道砂川高等学校	全日制	普通科	160	
北海道深川西高等学校	全日制	普通科	160	
北海道深川東高等学校	全日制	流通経済科	80	
		情報処理科	40	
		生産科学科	40	
北海道南幌高等学校	全日制	普通科	80	
北海道奈井江商業高等学校	全日制	商業科	40	
		情報処理科	40	
北海道長沼高等学校	全日制	普通科	80	
北海道栗山高等学校	全日制	普通科	120	
北海道月形高等学校	全日制	普通科	80	
北海道新十津川農業高等学校	全日制	農業・生活科	40	
北海道札幌東高等学校	全日制	普通科	320	
	定時制	普通科	40	
北海道札幌西高等学校	全日制	普通科	320	
	定時制	普通科	40	
北海道札幌南高等学校	全日制	普通科	320	
	定時制	普通科	40	
北海道札幌北高等学校	全日制	普通科	320	
	定時制	普通科	120	
北海道札幌月寒高等学校	全日制	普通科	320	
	定時制	普通科	40	
北海道札幌啓成高等学校	全日制	普通科	280	
		理数科	40	
北海道札幌北陵高等学校	全日制	普通科	320	
北海道札幌手稲高等学校	全日制	普通科	320	
北海道札幌丘珠高等学校	全日制	普通科	320	
北海道札幌西陵高等学校	全日制	普通科	320	
北海道札幌白石高等学校	全日制	普通科	320	
北海道札幌東陵高等学校	全日制	普通科	320	
北海道札幌南陵高等学校	全日制	普通科	240	
北海道札幌東豊高等学校	全日制	普通科	320	
北海道札幌厚別高等学校	全日制	普通科	240	
北海道札幌真栄高等学校	全日制	普通科	240	
北海道札幌あすかぜ高等学校	全日制	普通科	280	
北海道札幌稲雲高等学校	全日制	普通科	280	
北海道札幌篠路高等学校	全日制	普通科	280	
北海道札幌平岡高等学校	全日制	普通科	320	
北海道札幌拓北高等学校	全日制	普通科	280	
北海道札幌白陵高等学校	全日制	普通科	160	
北海道札幌国際情報高等学校	全日制	普通科	80	
		情報技術科	40	
		流通サービス科	80	
		情報システム科	40	
		国際文化科	80	
北海道札幌東商業高等学校	全日制	情報処理科	80	
		流通経済科	80	
		会計ビジネス科	80	

		国際経済科	80	
北海道札幌工業高等学校	全日制	機械科	80	
		電気科	80	
		建築科	80	
		土木科	80	
	定時制	機械科	40	
		電気科	40	
建築科		40		
北海道札幌琴似工業高等学校	全日制	電子機械科	80	
		電気科	80	
		情報技術科	80	
		環境化学科	80	
	定時制	電子機械科	40	
		電気科	40	
北海道江別高等学校	全日制	普通科	200	
		事務情報科	80	
		生活デザイン科	40	
	定時制	普通科	40	
北海道野幌高等学校	全日制	普通科	320	
北海道大麻高等学校	全日制	普通科	320	
北海道千歳高等学校	全日制	普通科	240	
		国際流通科	80	
		国際教養科	40	
	定時制	普通科	40	
北海道千歳北陽高等学校	全日制	普通科	320	
北海道恵庭南高等学校	全日制	普通科	240	
		体育科	80	
	定時制	普通科	40	
北海道恵庭北高等学校	全日制	普通科	320	
北海道北広島高等学校	全日制	普通科	320	
北海道北広島西高等学校	全日制	普通科	320	
北海道石狩翔陽高等学校	全日制	総合学科	320	
北海道石狩南高等学校	全日制	普通科	320	
北海道当別高等学校	全日制	普通科	120	
		園芸デザイン科	40	
		家政科	40	
北海道小樽潮陵高等学校	全日制	普通科	280	
	定時制	普通科	40	
北海道小樽桜陽高等学校	全日制	普通科	240	
北海道小樽商業高等学校	全日制	商業科	40	
		情報処理科	80	
北海道小樽工業高等学校	全日制	電子機械科	40	
		電気科	40	
		建設科	40	
	定時制	電気・建築科	40	
北海道小樽水産高等学校	全日制	海洋漁業科	40	
		水産食品科	40	
		栽培漁業科	40	

		情報通信科	40	
北海道寿都高等学校	全日制	普通科	40	
北海道蘭越高等学校	全日制	普通科	40	
北海道俱知安高等学校	全日制	普通科	160	
北海道俱知安農業高等学校	全日制	生産科学科	40	
北海道共和高等学校	全日制	普通科	40	
北海道岩内高等学校	全日制	普通科	120	
		事務情報科	40	
北海道余市紅志高等学校	全日制	総合学科	160	
北海道室蘭栄高等学校	全日制	普通科	160	
		理数科	80	
	定時制	普通科	40	
北海道室蘭清水丘高等学校	全日制	普通科	200	
北海道室蘭東翔高等学校	全日制	総合学科	200	
北海道室蘭工業高等学校	全日制	電子機械科	40	
		電気科	40	
		情報技術科	40	
		建築科	40	
		環境土木科	40	
北海道苫小牧東高等学校	全日制	普通科	280	
	定時制	普通科	40	
北海道苫小牧西高等学校	全日制	普通科	160	
北海道苫小牧南高等学校	全日制	普通科	200	
北海道苫小牧総合経済高等学校	全日制	流通経済科	80	
		国際経済科	40	
		情報処理科	40	
北海道苫小牧工業高等学校	全日制	電子機械科	40	
		電気科	40	
		情報技術科	40	
		建築科	40	
		土木科	40	
	環境化学科	40		
	定時制	機械科	40	
		建築科	40	
北海道登別青嶺高等学校	全日制	普通科	160	
北海道伊達高等学校	全日制	普通科	160	
北海道伊達緑丘高等学校	全日制	普通科	160	
北海道白老東高等学校	全日制	普通科	120	
北海道厚真高等学校	全日制	普通科	40	
北海道虻田高等学校	全日制	商業科	40	
		事務情報科	40	
北海道追分高等学校	全日制	普通科	40	
北海道鶴川高等学校	全日制	普通科	80	
北海道穂別高等学校	全日制	普通科	40	
北海道富川高等学校	全日制	普通科	40	
		商業科	40	
北海道平取高等学校	全日制	普通科	40	
北海道浦河高等学校	全日制	普通科	160	

北海道様似高等学校	全日制	商業科	40	
北海道静内高等学校	全日制	普通科	200	
北海道静内農業高等学校	全日制	食品科学科	40	
		生産科学科	40	
北海道函館中部高等学校	全日制	普通科	240	
	定時制	普通科	80	
北海道函館西高等学校	全日制	普通科	160	
北海道函館稜北高等学校	全日制	普通科	160	
北海道戸井高等学校	全日制	普通科	40	
北海道南茅部高等学校	全日制	普通科	40	
北海道函館商業高等学校	全日制	流通ビジネス科	80	
		国際経済科	40	
		会計ビジネス科	40	
		情報処理科	40	
	定時制	事務情報科	40	
北海道函館工業高等学校	全日制	電子機械科	40	
		電気科	40	
		情報技術科	40	
		建築科	40	
		環境土木科	40	
		工業化学科	40	
	定時制	機械科	40	
		電気科	40	
建築科		40		
北海道函館水産高等学校	全日制	海洋技術科	40	
		水産食品科	40	
		品質管理流通科	40	
		機関工学科	40	
北海道上磯高等学校	全日制	普通科	80	
北海道大野農業高等学校	全日制	農業科	40	
		園芸科	40	
		食品科学科	40	
		生活科学科	40	
北海道松前高等学校	全日制	普通科	80	
北海道福島商業高等学校	全日制	商業科	40	
北海道七飯高等学校	全日制	普通科	120	
北海道森高等学校	全日制	総合学科	160	
北海道八雲高等学校	全日制	普通科	120	
		総合ビジネス科	40	
北海道熊石高等学校	全日制	普通科	40	
北海道長万部高等学校	全日制	普通科	40	
北海道江差高等学校	全日制	普通科	120	
北海道上ノ国高等学校	全日制	普通科	40	
北海道奥尻高等学校	全日制	普通科	40	
北海道檜山北高等学校	全日制	総合学科	120	
北海道旭川東高等学校	全日制	普通科	280	
	定時制	普通科	40	

北海道旭川西高等学校	全日制	普通科	200	
		理数科	40	
北海道旭川北高等学校	全日制	普通科	240	
	定時制	普通科	40	
北海道旭川南高等学校	全日制	総合学科	240	
北海道旭川東栄高等学校	全日制	普通科	160	
北海道旭川凌雲高等学校	全日制	普通科	200	
北海道旭川商業高等学校	全日制	流通ビジネス科	80	
		国際ビジネス科	40	
		会計科	40	
		情報処理科	80	
	定時制	商業科	40	
北海道旭川工業高等学校	全日制	電子機械科	40	
		自動車科	40	
		電気科	40	
		情報技術科	40	
		建築科	40	
		土木科	40	
		工業化学科	40	
	定時制	電気科	40	
		建築科	40	
土木科		40		
北海道旭川農業高等学校	全日制	農業科学科	40	
		食品科学科	40	
		森林科学科	40	
		生活科学科	40	
北海道士別翔雲高等学校	全日制	普通科	120	
		総合ビジネス科	40	
北海道名寄高等学校	全日制	普通科	160	
北海道名寄産業高等学校	全日制	電子機械科	40	
		建築システム科	40	
		生活文化科	40	
		酪農科学科	40	
北海道富良野高等学校	全日制	普通科	160	
北海道富良野緑峰高等学校	全日制	園芸科学科	40	
		電気システム科	40	
		情報ビジネス科	40	
		流通経済科	40	
北海道鷹栖高等学校	全日制	普通科	40	
北海道上川高等学校	全日制	普通科	80	
北海道東川高等学校	全日制	普通科	80	
北海道美瑛高等学校	全日制	普通科	80	
北海道上富良野高等学校	全日制	普通科	40	
北海道下川商業高等学校	全日制	商業科	40	
北海道美深高等学校	全日制	普通科	40	
北海道留萌高等学校	全日制	普通科	160	
北海道留萌千望高等学校	全日制	電気・建築科	40	
		情報ビジネス科	40	



北海道苫前商業高等学校	全日制	商業科	40	
北海道羽幌高等学校	全日制	普通科	80	
北海道遠別農業高等学校	全日制	生産科学科	40	
北海道天塩高等学校	全日制	普通科	80	
北海道稚内高等学校	全日制	普通科	160	
		商業科	40	
		衛生看護科	40	
	定時制	普通科	40	
北海道浜頓別高等学校	全日制	普通科	80	
北海道枝幸高等学校	全日制	普通科	80	
北海道豊富高等学校	全日制	普通科	40	
北海道礼文高等学校	全日制	普通科	40	
北海道利尻高等学校	全日制	普通科	40	
		商業科	40	
北海道北見北斗高等学校	全日制	普通科	240	
	定時制	普通科	40	
北海道北見柏陽高等学校	全日制	普通科	240	
北海道北見緑陵高等学校	全日制	普通科	200	
北海道常呂高等学校	全日制	普通科	40	
北海道留辺蘂高等学校	全日制	総合学科	80	
北海道北見商業高等学校	全日制	商業科	80	
		流通経済科	40	
		情報処理科	40	
北海道北見工業高等学校	全日制	電子機械科	40	
		電気科	80	
		建設科	40	
北海道網走南ヶ丘高等学校	全日制	普通科	200	
	定時制	普通科	40	
北海道網走桂陽高等学校	全日制	普通科	80	
		商業科	40	
		事務情報科	40	
北海道紋別高等学校	全日制	普通科	120	
		電子機械科	40	
		総合ビジネス科	40	
北海道美幌高等学校	全日制	普通科	80	
		生産環境科学科	40	
		地域資源応用科	40	
北海道津別高等学校	全日制	普通科	80	
北海道斜里高等学校	全日制	総合学科	120	
北海道清里高等学校	全日制	普通科	40	
北海道小清水高等学校	全日制	普通科	40	
北海道訓子府高等学校	全日制	普通科	40	
北海道置戸高等学校	全日制	福祉科	40	
北海道佐呂間高等学校	全日制	普通科	80	
北海道遠軽高等学校	全日制	普通科	200	
	定時制	普通科	40	
北海道湧別高等学校	全日制	普通科	80	
北海道滝上高等学校	全日制	普通科	40	

北海道興部高等学校	全日制	普通科	40	
北海道雄武高等学校	全日制	普通科	80	
北海道女満別高等学校	全日制	普通科	80	
北海道帯広柏葉高等学校	全日制	普通科	280	
	定時制	普通科	40	
北海道帯広三条高等学校	全日制	普通科	280	
北海道帯広緑陽高等学校	全日制	普通科	200	
北海道帯広工業高等学校	全日制	電子機械科	40	
		電気科	40	
		建築科	40	
		環境土木科	40	
北海道帯広農業高等学校	全日制	農業科学科	40	
		酪農科学科	40	
		食品科学科	40	
		農業土木工学科	40	
		森林科学科	40	
	定時制	農業科	40	
北海道音更高等学校	全日制	普通科	160	
	定時制	農業科	40	
北海道上士幌高等学校	全日制	普通科	80	
北海道鹿追高等学校	全日制	普通科	80	
北海道新得高等学校	全日制	普通科	80	
北海道清水高等学校	全日制	総合学科	160	
北海道芽室高等学校	全日制	普通科	160	
北海道更別農業高等学校	全日制	農業科	40	
		生活科学科	40	
北海道大樹高等学校	全日制	普通科	80	
北海道広尾高等学校	全日制	普通科	80	
北海道幕別高等学校	全日制	普通科	80	
北海道池田高等学校	全日制	総合学科	120	
北海道本別高等学校	全日制	普通科	80	
北海道足寄高等学校	全日制	普通科	80	
北海道釧路湖陵高等学校	全日制	普通科	200	
		理数科	40	
北海道釧路江南高等学校	定時制	普通科	40	
北海道釧路江南高等学校	全日制	普通科	240	
北海道釧路明輝高等学校	全日制	総合学科	200	
北海道阿寒高等学校	全日制	普通科	80	
北海道釧路商業高等学校	全日制	流通経済科	80	
		国際ビジネス科	40	
		会計科	40	
		情報処理科	40	
北海道釧路工業高等学校	全日制	電子機械科	80	
		電気科	40	
		建築科	40	
		土木科	40	
		工業化学科	40	
	定時制	機械科	40	

		電 気 科	40	
北海道釧路東高等学校	全日制	普 通 科	160	
北海道厚岸翔洋高等学校	全日制	普 通 科	40	
		海 洋 資 源 科	40	
北海道標茶高等学校	全日制	総 合 学 科	120	
北海道弟子屈高等学校	全日制	普 通 科	80	
北海道白糠高等学校	全日制	普 通 科	120	
北海道根室高等学校	全日制	普 通 科	120	
		商 業 科	40	
		事 務 情 報 科	40	
北海道根室西高等学校	全日制	普 通 科	80	
北海道別海高等学校	全日制	普 通 科	120	
		酪 農 経 営 科	40	
北海道中標津高等学校	全日制	普 通 科	160	
		商 業 科	40	
		事 務 情 報 科	40	
北海道標津高等学校	全日制	普 通 科	80	
北海道羅臼高等学校	全日制	普 通 科	80	

## 2 平成23年度北海道有朋高等学校生徒募集人員

課 程	学 科	募集人員	技 能 教 育 施 設	
			施設別人員	施 設 名 所 在 地
定時制の課程	経 理 科	80 (技能連携生)	80	北見商科高等専修学校 北見市常盤町3丁目14の18
	事 務 科	160 (技能連携生)	160	苫小牧高等商業学校 苫小牧市若草町5丁目5番15号
単位制による 定時制の課程	普 通 科	120		
	事 務 情 報 科	80		
通信制の課程	普 通 科	1,300		

備考 単位制による定時制の課程の普通科の募集人員120人のうち、40人は転入学及び編入学の募集人員とする。

## 3 平成23年度北海道立高等学校専攻科生徒募集人員

- (1) 北海道美唄聖華高等学校（看護科） 80人  
ただし、実募集人員は、80人から、平成23年3月末日までに北海道美唄聖華高等学校衛生看護科を卒業見込みの者で、北海道美唄聖華高等学校専攻科看護科への入学を希望するものの人数を減じた数とする。
- (2) 北海道小樽水産高等学校（漁業科） 10人
- (3) 北海道小樽水産高等学校（情報通信科） 10人
- (4) 北海道函館水産高等学校（機関科） 10人
- (5) 北海道富良野緑峰高等学校（園芸科学科） 20人
- (6) 北海道稚内高等学校（看護科） 40人  
ただし、実募集人員は、40人から、平成23年3月末日までに北海道稚内高等学校衛生看護科を卒業見込みの者で、北海道稚内高等学校専攻科看護科への入学を希望するものの人数を減じた数とする。
- (7) 北海道別海高等学校（酪農経営科） 20人

## 北海道教育委員会告示第93号

平成23年度の北海道立特別支援学校の幼稚部、高等部及び専攻科の幼児又は生徒の募集人員、入学願書の提出期日等は、別記1から別記3までのとおりとする。

平成22年11月22日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

## 別記1

平成23年度道立特別支援学校（幼稚部）入学者募集要項

この要項は、平成23年度の道立特別支援学校の幼稚部の入学者の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1 募集人員

#### (1) 視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	募 集 人 員		
	3 歳	4 歳	5 歳
北海道札幌盲学校	6人	5人	4人
北海道函館盲学校	6人	2人	3人
北海道旭川盲学校	6人	2人	3人
北海道帯広盲学校	6人	2人	1人

#### (2) 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	募 集 人 員		
	3 歳	4 歳	5 歳
北海道札幌聾学校	6人	6人	5人
北海道小樽聾学校	6人	—	—
北海道室蘭聾学校	6人	5人	3人
北海道函館聾学校	6人	3人	—
北海道旭川聾学校	6人	2人	4人
北海道帯広聾学校	12人	3人	2人
北海道釧路聾学校	6人	6人	5人

#### (3) 肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	募 集 人 員		
	3 歳	4 歳	5 歳
北海道手稲養護学校	6人	3人	2人
北海道旭川養護学校	6人	3人	2人

### 2 出願資格

- (1) 募集年度の4月1日において、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児
- (2) 北海道立特別支援学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第5号）別表第4（第14条関係）の1に掲げる障害の程度であること。
- (3) 北海道手稲養護学校に出願する者にあつては北海道立子ども総合医療・療育センターに、北海道旭川養護学校に出願する者にあつては北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターに入所している者であること。

### 3 出願手続

出願に当たっては、次の書類を別表に掲げる出願先の特別支援学校の校長（以下「出願先の校長」という。）に提出すること。

なお、出願に必要な書類の請求は、直接出願先の校長に対して行うこと。郵送を希望する場合は、郵送料は請求者の負担とするが、請求部数や出願先の校長が定める資料等により郵送料が異なるので、あらかじめ確認の上、所要額の切手を送付すること。

#### (1) 入学願書

北海道立特別支援学校学則第16条に規定する入学願書

#### (2) 障害の状況及び程度に関する資料

出願先の校長が定める資料

### 4 出願期間

平成23年2月3日（木）から同月18日（金）正午までとする。

### 5 入学者の選考方法

出願先の校長は、本人及び保護者との面接を行い、3の(2)の資料と併せて総合的に評価し、選考する。

### 6 入学者発表の期日等

入学を許可した場合は、出願先の校長は、平成23年3月8日（火）までに保護者に通知する。

### 別表

#### 1 視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道札幌盲学校	〒069-0841 江別市大麻元町154番地1 TEL 011-386-1444

北海道函館盲学校	〒040-0081 函館市田家町19番12号 TEL 0138-42-3220
北海道旭川盲学校	〒070-0832 旭川市旭町2条15丁目 TEL 0166-51-8101
北海道帯広盲学校	〒080-2475 帯広市西25条南2丁目9番地1 TEL 0155-37-2028

## 2 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道札幌聾学校	〒001-0026 札幌市北区北26条西12丁目 TEL 011-716-2979
北海道小樽聾学校	〒047-0021 小樽市入船4丁目28番38号 TEL 0134-25-5411
北海道室蘭聾学校	〒050-0071 室蘭市水元町56番24号 TEL 0143-44-1221
北海道函館聾学校	〒042-0941 函館市深堀町27番8号 TEL 0138-52-1658
北海道旭川聾学校	〒070-0865 旭川市住吉5条2丁目8番20号 TEL 0166-51-6121
北海道帯広聾学校	〒080-2475 帯広市西25条南2丁目7番地8 TEL 0155-37-2017
北海道釧路聾学校	〒085-0826 釧路市城山2丁目4番22号 TEL 0154-41-4410

## 3 肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道手稲養護学校	〒006-0033 札幌市手稲区稲穂3条7丁目6番1号 TEL 011-682-1722
北海道旭川養護学校	〒071-8142 旭川市春光台2条1丁目1番8号 TEL 0166-51-6507

## 別記2

平成23年度道立特別支援学校（高等部）入学者募集要項

この要項は、平成23年度の道立特別支援学校の高等部の入学者の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 募集人員等

## (1) 募集人員

## ア 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募 集 人 員
北海道高等盲学校	普 通 科	22人（うち重複障害学級6人）

## イ 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募 集 人 員
北海道高等聾学校	普 通 科	14人（うち重複障害学級6人）
	ク リ ー ニ ン グ 科	8人
	生 活 情 報 科	8人
	産 業 技 術 科	8人

## ウ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募 集 人 員		
北海道美唄養護学校	普 通 科	19人（うち重複障害学級3人）		
北海道南幌養護学校	普 通 科	25人（うち重複障害学級9人）		
北海道札幌養護学校	普 通 科	44人（うち重複障害学級6人、 訪問教育6人）		
			も な み 学 園 分 校	11人（うち重複障害学級3人）
			共 栄 分 校	11人（うち重複障害学級3人）
北海道星置養護学校	普 通 科	30人（うち重複障害学級3人、 訪問教育3人）		

北海道余市養護学校	普通科	25人（うち重複障害学級3人、 訪問教育6人）
しりべし学園分校	普通科	11人（うち重複障害学級3人）
北海道室蘭養護学校	普通科	25人（うち重複障害学級9人）
北海道平取養護学校	普通科	11人（うち重複障害学級3人）
静内ペテカリの園分校	普通科	11人（うち重複障害学級3人）
北海道七飯養護学校	普通科	19人（うち重複障害学級3人）
おしま学園分校	普通科	11人（うち重複障害学級3人）
北海道鷹栖養護学校	普通科	14人（うち重複障害学級6人）
北海道東川養護学校	普通科	14人（うち重複障害学級3人、 訪問教育3人）
北海道稚内養護学校	普通科	14人（うち重複障害学級3人、 訪問教育3人）
北海道北見支援学校	普通科	11人（うち重複障害学級3人）
北海道紋別養護学校	普通科	11人（うち重複障害学級3人）
ひまわり学園分校	普通科	11人（うち重複障害学級3人）
北海道帯広養護学校	普通科	25人（うち重複障害学級6人、 訪問教育3人）
北海道釧路養護学校	普通科	22人（うち重複障害学級6人）
北海道夕張高等養護学校	普通科	9人（重複障害学級9人）
北海道雨竜高等養護学校	農業科	8人
	木工科	8人
	工業科	8人
	家庭科	8人
	生活園芸科	8人
	生活窯業科	8人
北海道札幌高等養護学校	産業科	16人
	木工科	16人
	クリーニング科	8人
	生活園芸科	8人
	生活家庭科	8人
北海道札幌稲穂高等支援学校 （平成23年4月開校）	木工科	8人
	環境・流通 サポート科	16人
	福祉サービス科	8人
	生活技術科	8人
	生活家庭科	8人
北海道白樺高等養護学校	産業科	8人
	木工科	8人
	工業科	8人
	家庭科	8人
	クリーニング科	8人
	生活園芸科	8人
	生活窯業科	8人
北海道新篠津高等養護学校	産業科	16人
	木工科	8人
	クリーニング科	8人
	家庭科	8人
	生活園芸科	8人

	生活家庭科	8人
北海道小樽高等支援学校	木工科	8人
	環境・流通サポート科	16人
	福祉サービス科	16人
	生活技術科	8人
	生活家庭科	8人
北海道伊達高等養護学校	農業科	8人
	木工科	8人
	工業科	8人
	家庭科	8人
	生活園芸科	8人
	生活窯業科	8人
北海道函館五稜郭支援学校 （平成23年4月高等部開設・北海道五稜郭養護学校の名称を変更）	環境・流通サポート科	16人
北海道今金高等養護学校	産業科	8人
	農業科	8人
	生活家庭科	8人
北海道美深高等養護学校	木工科	8人
	工業科	8人
	家庭科	8人
	生活園芸科	8人
	生活窯業科	8人
北海道小平高等養護学校	木工科	8人
	クリーニング科	8人
	産業科	8人
	生活園芸科	8人
北海道紋別高等養護学校	産業科	8人
	木工科	8人
	クリーニング科	8人
	生活園芸科	8人
北海道中札内高等養護学校	農業科	8人
	木工科	8人
	工業科	8人
	産業科	8人
	生活窯業科	8人
	生活家庭科	8人
北海道中標津高等養護学校	産業科	16人
	木工科	16人
	クリーニング科	8人
	生活園芸科	8人
	生活家庭科	8人

## エ 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学校名	学科	募集人員
北海道真駒内養護学校	普通科	18人（重複障害学級15人、訪問教育3人）
北海道手稲養護学校	普通科	6人（重複障害学級6人）

北海道拓北養護学校	普通科	15人（重複障害学級15人）
北海道函館養護学校	普通科	9人（重複障害学級6人、 訪問教育3人）
北海道旭川養護学校	普通科	18人（重複障害学級12人、 訪問教育6人）
北海道網走養護学校	普通科	12人（重複障害学級9人、 訪問教育3人）
北海道白糠養護学校	普通科	6人（重複障害学級6人）
北海道岩見沢高等養護学校	普通科	24人
	工業科	16人
	商業科	
	生活科学科	

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学校名	学科	募集人員
北海道八雲養護学校	普通科	11人（うち重複障害学級3人）

(注) 1 ウに掲げる特別支援学校（高等部のみを置く学校を除く。）に設置する普通科は、障害の程度が重い生徒を対象とする学科である。

また、北海道夕張高等養護学校に設置する普通科は、重複障害があり、医療的ケアや介護を必要とする生徒を対象とする学科である。

2 ウに掲げる特別支援学校のうち、高等部に職業学科を設置する特別支援学校（高等養護学校、高等支援学校及び北海道函館五稜郭支援学校。以下「職業学科を設置する高等部」という。）に設置する農業科、産業科、木工科、工業科、環境・流通サポート科、家庭科、クリーニング科及び福祉サービス科は、障害の程度が比較的軽い生徒を対象とする学科であり、生活園芸科、生活窯業科、生活技術科及び生活家庭科は、障害の程度が比較的重い生徒を対象とする学科である。

3 ウからオまでに掲げる特別支援学校高等部に設置する普通科（訪問教育）の募集人員は、特別支援学校中学部の訪問学級に在籍している生徒で平成23年3月末日までに卒業見込みのもの（以下「現年度卒業生」という。）に係る募集人員である。ただし、平成22年3月末日以前に特別支援学校（平成19年3月以前に設置されていた養護学校を含む。）中学部の訪問学級を卒業した者に係る募集人員は、各特別支援学校の高等部に設置する普通科（訪問教育）における現年度卒業生の進学希望者数に現に特別支援学校高等部に設置する普通科（訪問教育）の第1学年又は第2学年に在籍する生徒のうち進級予定者数を加えた合計数（以下「合計在籍予定者数」という。）に応じて編制される学級の数に3を乗じた数から、合計在籍予定者数を差し引いた数とする。

(2) 出願できる学校は、1校とする。

(3) 出願しようとする学校が北海道高等聾学校又は北海道岩見沢高等養護学校の場合は、出願しようとする学校に設置されている学科のうちから最大第4志望までを選択し、出願することができる。

(4) 職業学科を設置する高等部にあつては、志望学科について、次のとおり出願し、また、希望することができる。

ア 第1志望の学科として出願しようとする学科が農業科、産業科、木工科、工業科、環境・流通サポート科、家庭科、クリーニング科又は福祉サービス科の場合

第1志望の学科として出願しようとする学科のほか、志望する学校に設置されている上記の学科のうちから最大第5志望までを選択し、出願することができる。

また、出願しようとする学科とは別に、生活園芸科、生活窯業科、生活技術科又は生活家庭科のうち、当該学校に設置されている学科を、出願に併せて希望することができる。

イ 第1志望の学科として出願しようとする学科が生活園芸科、生活窯業科、生活技術科又は生活家庭科の場合

第1志望の学科として出願しようとする学科のほか、志望する学校に設置されている上記の学科のうちから第2志望を選択し、出願することができる。

また、出願しようとする学科とは別に、農業科、産業科、木工科、工業科、環境・流通サポート科、家庭科、クリーニング科又は福祉サービス科のうち、当該学校に設置されている学科を、出願に併せて希望することができる。

## 2 出願資格



次に該当する者で、かつ、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条において準用する同法第57条の規定に基づき次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 特別支援学校（平成19年3月以前に設置されていた盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の中学部又は中学校を卒業した者（平成23年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）
  - イ 中等教育学校の前期課程を修了した者（平成23年3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）
  - ウ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
  - エ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（平成23年3月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。）
  - オ 文部科学大臣の指定した者
  - カ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
  - キ 出願先の特別支援学校の校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (2) 特別支援学校高等部の普通科（訪問教育）に出願する者にあつては、原則として特別支援学校中学部の訪問学級に在籍している生徒で平成23年3月末日までに卒業見込みの者及び平成22年3月末日以前に特別支援学校（平成19年3月以前に設置されていた養護学校を含む。）中学部の訪問学級を卒業した者
- (3) 北海道八雲養護学校に出願する者にあつては、原則として独立行政法人国立病院機構八雲病院に入院している者
- (4) 北海道手稲養護学校に出願する者にあつては原則として北海道立子ども総合医療・療育センターに、北海道旭川養護学校に出願する者にあつては原則として北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターに入所している者
- (5) 北海道白糠養護学校に出願する者にあつては、原則として社会福祉法人北海道社会福祉事業団白糠学園に入所している者
- (6) 特別支援学校分校高等部に出願する者にあつては、原則として当該特別支援学校（平成19年3月以前に設置されていた養護学校を含む。）分校中学部を卒業した者（平成23年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）

### 3 出願手続

#### (1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学している、又は卒業した特別支援学校（平成19年3月以前に設置されていた盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）又は中学校等の校長（以下「在学等校長」という。）を経由して、出願先の特別支援学校の校長（以下「出願先校長」という。）に提出すること。

なお、出願に必要な書類の請求は、直接出願先の校長に対して行うこと。郵送を希望する場合は、郵送料は請求者の負担とするが、請求部数や出願先の校長が定める書類により郵送料が異なるので、あらかじめ確認の上、所要額の切手を送付すること。

#### ア 入学願書

北海道立特別支援学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第5号）第16条に規定する入学願書

#### イ 写真

平成22年10月1日以降において、上半身を正面から撮影した写真（縦7cm、横5cm）を、出願先の校長が定める様式にはり付けること。

#### ウ その他

出願先の校長が必要と認めるもの

#### (2) 在学等校長の手続

在学等校長は、出願先の校長に出願者の入学願書及び写真を送付するときは、併せて、出願先の校長の定める個人調査書を作成し、提出すること。

#### (3) 出願先校長の手続

出願先校長は、入学願書を受け付けたときは、4の出願期間（職業学科を設置する高等部にあつては、5の(1)の出願変更の受付期間）の経過後、速やかに受検票を作成し、在学等校長を経由して、出願者に交付すること。

### 4 出願期間

平成23年1月5日（水）から同月20日（木）正午までとする。

ただし、職業学科を設置する高等部への出願は、平成23年1月5日（水）から同月12日（水）正午までとする。

## 5 出願変更

職業学科を設置する高等部へ出願した者は、出願先の変更を行うことができる。

## (1) 出願変更の受付期間

平成23年1月13日（木）から同月20日（木）正午までとする。

## (2) 出願変更の手続

ア 出願の変更をしようとする出願者は、在学等学校の校長を経由して当初の出願先である職業学科を設置する高等部の校長に出願変更届（別記様式）及び3の(1)のウに定める「出願先の校長が必要と認めるもの」を提出すること。

イ 出願変更届を受け付けた当初出願先の校長は、出願校に変更があるときは、出願変更先の校長に出願書類を送付すること。

## (3) 出願変更を行う場合の留意事項

ア 出願変更先は職業学科を設置する高等部に限るものとする。

イ 出願変更に伴う学科の変更については、出願変更先となる学校において、その学校に設置されている学科のうちから志望する学科を選択し、1の(4)の定めに基づいて、出願及び併せて希望することができる。

## (4) 出願状況の発表

職業学科を設置する高等部における出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

## ア 当初出願の状況

期 日	時 間	発 表 内 容	場 所
1月13日(木)	10:00	平成23年1月12日(水) 正午までの出願状況	職業学科を設置する高等部各校 (掲示) 北海道教育庁学校教育局特別支援 教育課(発表)

## イ 最終出願の状況

期 日	時 間	発 表 内 容	場 所
1月24日(月)	10:00	平成23年1月20日(木) 正午までの出願状況	職業学科を設置する高等部各校 (掲示) 北海道教育庁学校教育局特別支援 教育課(発表)

## 6 出願先及び受検会場

出願先及び受検会場は、次のとおりとする。

## (1) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道高等盲学校	〒064-8629 札幌市中央区伏見4丁目4番21号 TEL 011-561-7107

## (2) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道高等聾学校	〒047-0261 小樽市銭函1丁目5番1号 TEL 0134-62-2624

## (3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道美唄養護学校	〒072-0811 美唄市東7条南3丁目1番1号 TEL 0126-62-6511
北海道南幌養護学校	〒069-0232 空知郡南幌町緑町5丁目1番1号 TEL 011-378-2313
北海道札幌養護学校	〒004-0069 札幌市厚別区厚別町山本751番地206号 TEL 011-896-1311
北海道札幌養護学校 もなみ学園分校	〒005-0850 札幌市南区石山東3丁目4番1号 TEL 011-591-6181
北海道札幌養護学校 共栄分校	〒061-1112 北広島市共栄274番地1 TEL 011-373-6859
北海道星置養護学校	〒006-0853 札幌市手稲区星置3条8丁目2番1号 TEL 011-682-5110
北海道余市養護学校	〒046-0023 余市郡余市町梅川町377番地3 TEL 0135-23-7831

北海道余市養護学校 しりべし学園分校	〒048-0101 寿都郡黒松内町字黒松内564番地 TEL 0136-72-3903
北海道室蘭養護学校	〒050-0061 室蘭市八丁平3丁目7番27号 TEL 0143-45-8270
北海道平取養護学校	〒055-0107 沙流郡平取町本町112番地7 TEL 01457-2-3178
北海道平取養護学校 静内ベテカリの園分校	〒056-0023 日高郡新ひだか町静内ときわ町1丁目1番35号 TEL 0146-43-2918
北海道七飯養護学校	〒041-1112 亀田郡七飯町鳴川5丁目21番1号 TEL 0138-65-7004
北海道七飯養護学校 おしま学園分校	〒049-0282 北斗市当別697番地55 TEL 0138-75-2717
北海道鷹栖養護学校	〒071-1233 上川郡鷹栖町北野西3条2丁目1番1号 TEL 0166-87-2279
北海道東川養護学校	〒071-1410 上川郡東川町西10号北36番地 TEL 0166-82-4586
北海道稚内養護学校	〒098-6642 稚内市声間5丁目23番7号 TEL 0162-26-2292
北海道北見支援学校	〒090-0807 北見市川東229番地1 TEL 0157-61-0071
北海道紋別養護学校	〒094-0021 紋別市大山町3丁目14番地 TEL 0158-23-9275
北海道紋別養護学校 ひまわり学園分校	〒099-0622 紋別郡遠軽町生田原安国302番地2 TEL 0158-46-2171
北海道帯広養護学校	〒080-2475 帯広市西25条南2丁目7番3号 TEL 0155-37-6773
北海道釧路養護学校	〒085-0054 釧路市暁町11番1号 TEL 0154-25-3439
北海道夕張高等養護学校	〒068-0424 夕張市千代田7番地1 TEL 0123-56-5530
北海道雨竜高等養護学校	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字尾白利加92番地21 TEL 0125-78-3101
北海道札幌高等養護学校	〒006-0829 札幌市手稲区手稲前田485番地3 TEL 011-685-7744
北海道札幌稲穂高等支援学校 (平成23年4月開校)	〔出願先〕 〒006-0034 札幌市手稲区稲穂4条7丁目12番1号 北海道小樽高等支援学校内 開校準備事務室 TEL 011-695-6922
	〔受検会場〕 〒006-0034 札幌市手稲区稲穂4条7丁目12番1号 北海道小樽高等支援学校 TEL 011-695-6911 ※出願状況の発表、合格発表及び第2次募集人員の発表は、出願先で行う。
北海道白樺高等養護学校	〒061-1264 北広島市輪厚621番地1 TEL 011-376-2353
北海道新篠津高等養護学校	〒068-1115 石狩郡新篠津村第45線北13番地 TEL 0126-58-3280
北海道小樽高等支援学校	〒006-0034 札幌市手稲区稲穂4条7丁目12番1号 TEL 011-695-6911
北海道伊達高等養護学校	〒052-0012 伊達市松ヶ枝町105番地13 TEL 0142-25-5115
北海道函館五稜郭支援学校	〒040-0001 函館市五稜郭町39番13号

（平成23年4月高等部開設・北海道五稜郭養護学校の名称を変更）	北海道五稜郭養護学校 TEL 0138-53-9395
北海道今金高等養護学校	〒049-4304 瀬棚郡今金町字今金454番地1 TEL 0137-82-3121
北海道美深高等養護学校	〒098-2252 中川郡美深町字西町25番地 TEL 01656-2-2155
北海道小平高等養護学校	〒078-3442 留萌郡小平町字鬼鹿田代577番地2 TEL 0164-57-1203
北海道紋別高等養護学校	〒099-5172 紋別市渚滑町元新1丁目152番地1 TEL 0158-24-1120
北海道中札内高等養護学校	〒089-1345 河西郡中札内村東5条南1丁目8番地 TEL 0155-68-3266
北海道中標津高等養護学校	〒086-1053 標津郡中標津町東13条北7丁目15番地2 TEL 0153-72-6700

## (4) 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道真駒内養護学校	〒005-0011 札幌市南区真駒内東町2丁目2番1号 TEL 011-581-1782
北海道手稲養護学校	〒006-0033 札幌市手稲区稲穂3条7丁目6番1号 TEL 011-682-1722
北海道拓北養護学校	〒002-8091 札幌市北区南あいの里3丁目1番10号 TEL 011-775-2453
北海道函館養護学校	〒042-0916 函館市旭岡町2番地 TEL 0138-50-3311
北海道旭川養護学校	〒071-8142 旭川市春光台2条1丁目1番8号 TEL 0166-51-6507
北海道網走養護学校	〒099-2421 網走市字呼人149番地2 TEL 0152-48-2137
北海道白糠養護学校	〒088-0351 白糠郡白糠町和天別147番地2 TEL 01547-2-5353
北海道岩見沢高等養護学校	〒068-0014 岩見沢市東町2条8丁目960番地3 TEL 0126-23-5055

## (5) 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道八雲養護学校	〒049-3116 二海郡八雲町宮園町128番地 TEL 0137-62-3670

## 7 選考検査及び合格発表の期日等

選考検査及び合格発表の期日等は、次のとおりとする。

なお、合格者の発表は、合格者の受検番号を6に掲げる受検会場に掲示するとともに、本人に通知する。

区 分	選考検査の期日	合格発表の期日及び時間
視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	平成23年2月1日（火）	平成23年2月15日（火） 午前9時
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	平成23年2月4日（金）	平成23年2月17日（木） 午前9時
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	平成23年1月31日（月）、 2月1日（火）、2日（水） 又は3日（木）のいずれか 校長が指定する日	平成23年2月15日（火） 午前9時
肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	平成23年2月1日（火）	
病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	平成23年1月31日（月）又 は2月1日（火）のいずれ かの校長が指定する日	

## 8 入学者の選考方法

出願先の校長は、次の選考検査の結果及び個人調査書を総合的に評価し、選考する。

- (1) 1の(1)のア、イ、エ又はオに掲げる視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
  - ア 学力検査(国語、数学その他当該学校の校長の定める教科について行う)。ただし、北海道真駒内養護学校、北海道手稲養護学校、北海道拓北養護学校、北海道函館養護学校、北海道旭川養護学校、北海道網走養護学校及び北海道白糠養護学校にあっては、他の検査によることができる。
  - イ 障害状況調査
  - ウ 面接
- (2) 1の(1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（普通科を設置する特別支援学校にあっては、他の検査によることができる。）
  - ア 運動能力に関する検査
  - イ 作業能力に関する検査
  - ウ 面接
- (3) その他
 

普通科（訪問教育）に出願する者にあつては、(1)及び(2)の定めによらず、他の検査によることができる。

## 9 第2次募集

- (1) 合格者の数が募集人員に達しないときは、第2次募集を行う。
- (2) 募集人員の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	場 所
各特別支援学校	平成23年2月18日（金）	北海道教育庁学校教育局特別支援教育課及び6に掲げるそれぞれの受検会場

- (3) 出願資格
 

2の出願資格と同様とする。ただし、当初の入学募集において合格している者（合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。）の出願は認めない。
- (4) 出願できる特別支援学校及び学科
 

(2)により募集人員を発表した学校及び学科
- (5) 出願手続
 

3に定めるところによる。
- (6) 出願期間
 

平成23年2月18日（金）から同年3月3日（木）正午までとする。  
ただし、職業学科を設置する高等部への出願は、平成23年2月18日（金）から同月24日（木）正午までとする。
- (7) 出願変更
 

職業学科を設置する高等部へ出願した者は、出願先の変更を行うことができる。

  - ア 出願変更の受付期間
 

平成23年2月25日（金）から同年3月3日（木）正午までとする。
  - イ 出願変更の手続
 

5(2)に定めるところによる。
  - ウ 出願変更を行う場合の留意事項
 

5(3)に定めるところによる。
  - エ 出願状況の発表
 

職業学科を設置する高等部における出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

## (ア) 当初出願の状況

期 日	時 間	発 表 内 容	場 所
2月25日(金)	10:00	平成23年2月24日(木)正午までの出願状況	職業学科を設置する高等部各校(掲示) 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課(発表)

## (イ) 最終出願の状況

期 日	時 間	発 表 内 容	場 所
3月7日(月)	10:00	平成23年3月3日(木)正午までの出願状況	職業学科を設置する高等部各校(掲示) 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課(発表)

- (8) 受検会場  
第2次募集を行う学校とする。ただし、北海道札幌稲穂高等支援学校は、北海道小樽高等支援学校とする。
- (9) 選考検査及び合格発表の期日等  
選考検査及び合格発表の期日は、第2次募集を行う学校の校長が、これを定める。ただし、合格者の発表は、7に定める方法により、平成23年3月15日（火）までに行うものとする。
- (10) 入学者の選考方法  
8に定めるところによる。
- (11) その他  
第2次募集の合格発表後、合格者の数が募集人員に達しない学校において、入学希望者（特別支援学校の第2次募集において受検した者に限る。）がある場合は、当該学校の校長は平成23年3月29日（火）までの間に選考の上、入学させることができる。
- 10 道外からの出願手続
  - (1) 出願できる場合  
保護者の住所が道外に在り、平成23年4月7日（木）までに道内に住居を移転することが確実なときとする。
  - (2) 出願手続  
3に定めるところによるほか、併せて、出願事情を説明した書類を提出するものとする。
  - (3) 出願期間  
4に定めるところによる。  
なお、第2次募集にあつては、9の(6)に定めるところによる。
- 11 その他  
寄宿舎を設置する特別支援学校の入学者のうち、通学が困難な者は、寄宿舎に入舎することができる。

(別記様式)

		※受検番号	
<p>出 願 変 更 届</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>北海道 学校長 様</p> <p style="text-align: right;">出願者署名又は記名</p> <p style="text-align: right;">保 護 者 署 名</p> <p>私は、貴校に出願しましたが、北海道 学校に出願変更したいので、届け出ます。</p>			
ふりがな 出願者氏名	平成 年 月 日生	男 女	卒業 (見込) 年月日
現 住 所	□□□-□□□□	出 身 (在籍) 学校名	平成 年 月 日 (卒業・卒業見込)
備  考			

上記の届出があったので、提出します。

在籍（又は出身）学校長名

印

### 別記3

平成23年度道立特別支援学校（専攻科）入学者募集要項

この要項は、平成23年度の道立特別支援学校の専攻科の入学者の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 1 募集人員及び修業年限

##### (1) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学校名	学 科	募集人員	修業年限
北海道高等盲学校	理 療 科	16人	3年
	保 健 理 療 科	8人	3年

##### (2) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学校名	学 科	募集人員	修業年限
北海道高等聾学校	情報デザイン科	8人	2年

#### 2 出願資格

次に該当する者で、かつ、視覚障害者又は聴覚障害者であること。

##### (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条において準用する同法第58条第2項の規定に基づき、次のいずれかに該当する者

ア 特別支援学校（平成19年3月以前に設置されていた盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の高等部又は高等学校を卒業した者（平成23年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）

イ 中等教育学校を卒業した者（平成23年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）

ウ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者

エ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

##### (2) 北海道高等盲学校専攻科に出願する者にあつては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第3条の欠格事由に該当しない者

#### 3 出願手続

##### (1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学している、又は卒業した特別支援学校（平成19年3月以前に設置されていた盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）又は高等学校等の校長（以下「在学等の校長」という。）を経由して、出願先の特別支援学校の校長（以下「出願先の校長」という。）に提出すること。

なお、出願に必要な書類の請求は、直接出願先の校長に対して行うこと。郵送を希望する場合、郵送料は請求者の負担とするが、請求部数や出願先の校長が定める書類により郵送料が異なるので、あらかじめ確認の上、所要額の切手を送付すること。

##### ア 入学願書

出願先の校長が定める入学願書

##### イ 写真

平成22年10月1日以降において、上半身を正面から撮影した写真（縦7cm、横5cm）を、出願先の校長が定める様式にはり付けること。

##### ウ その他

出願先の校長が必要と認めるもの

##### (2) 在学等の校長の手続

在学等の校長は、出願先の校長に出願者の入学願書、写真等を送付するときは、併せて、出願先の校長の定める個人調査書を作成し、提出すること。

##### (3) 出願先の校長の手続

出願先の校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに受検票を作成し、在学等の校長を経由して、出願者に交付すること。

#### 4 出願期間

平成23年1月5日（水）から同月20日（木）正午までとする。

#### 5 受検会場

出願先の特別支援学校とする。

- (1) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道高等盲学校	〒064-8629 札幌市中央区伏見4丁目4番21号 TEL 011-561-7107

- (2) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道高等聾学校	〒047-0261 小樽市銭函1丁目5番1号 TEL 0134-62-2624

- 6 選考検査及び合格発表の期日等

選考検査及び合格発表の期日等は、次のとおりとする。

なお、合格者の発表は、合格者の受検番号を5に掲げる受検会場に掲示するとともに、本人に通知する。

学 校 名	選考検査の期日	合格発表の期日及び時間
北海道高等盲学校	平成23年2月1日（火）	平成23年2月15日（火） 午前9時
北海道高等聾学校	平成23年2月4日（金）	平成23年2月17日（木） 午前9時

- 7 入学者の選考方法

出願先の校長は、次の選考検査の結果及び個人調査書を総合的に評価し、選考する。

- (1) 学力検査(当該学校の校長の定める教科。詳細は出願する学校に問い合わせること。)
- (2) 北海道高等聾学校にあっては、適性検査
- (3) 障害状況調査
- (4) 面接

- 8 第2次募集

- (1) 合格者の数が募集人員に達しないときは、第2次募集を行う。
- (2) 募集人員の発表の期日等は、次のとおりとする。

学 校 名	期 日	場 所
北海道高等盲学校	平成23年2月18日（金）	北海道教育庁学校教育局特別支援教育課及び5に掲げるそれぞれの受検会場
北海道高等聾学校		

- (3) 出願資格

2の出願資格と同様とする。ただし、当初の入学募集において合格している者（合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。）の出願は認めない。

- (4) 出願できる特別支援学校及び学科  
(2)により募集人員を発表した学校及び学科

- (5) 出願手続  
3に定めるところによる。

- (6) 出願期間  
平成23年2月18日（金）から同年3月3日（木）正午までとする。

- (7) 受検会場  
第2次募集を行う学校とする。

- (8) 選考検査及び合格発表の期日等  
選考検査及び合格発表の期日は、第2次募集を行う学校の校長がこれを定める。ただし、合格者の発表は、6に定める方法により、平成23年3月23日（水）までに行うものとする。

- (9) 入学者の選考方法  
7に定めるところによる。

- 9 その他

入学者のうち、通学が困難な者は、寄宿舎に入舎することができる。

### 北海道教育委員会告示第94号

北海道スポーツ表彰規則(昭和38年北海道教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、1及び2の者を平成22年度北海道スポーツ賞、3の者を北海道スポーツ奨励賞の受賞者として表彰した。

平成22年11月22日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子



## 1 スポーツの振興に寄与した者

個人

氏名	住所
井戸 柳子	江別市
鎌田 耕治	小樽市
前崎 義雄	札幌市
松木 武	札幌市

## 2 スポーツの優秀な成績を収めた者

個人

氏名	住所
石津 幸恵	茨城県
石田 正子	札幌市
狩野 亮	長野県
久保 恒造	美幌町
鈴木 由樹子	札幌市
長島 圭一郎	長野県
中村 駿佑	安平町
中村 奨太	安平町
宮武 祥子	江別市
村上 浩隆	旭川市

団体

団体名
駒澤大学附属苫小牧高等学校女子スピードスケート部
白樺学園高等学校アイスホッケー部

## 3 スポーツの優秀な成績を収めた者（奨励賞）

個人

氏名	住所
中村 隼人	安平町

---

**通達・通知・照会**


---

教総第1042号  
平成22年11月22日

各次課長  
各出先機関の長  
各所管機関の長様  
各市町村教育委員会教育長  
（各市町村立学校長）

北海道教育委員会教育長

**北海道教育委員会委員の異動について（通知）**

このことについて、次のとおり当教育委員会の委員に異動がありましたので、通知します。  
記

## 1 異動事項

区分	氏名	委員の任期	備考
委員	鷹野 正義	平成22.10.30～平成26.10.29	再任

## 2 異動後の構成

区分	氏名	備考
委員長	神谷 奈保子	委員長の任期 平成22.11.4～平成23.11.3

---

委員	若 狭 洋 市	委員長職務代理者（第1順位）
委員	三 戸 和 昭	委員長職務代理者（第2順位）
委員	鷹 野 正 義	
委員	中 村 隆 信	
委員	高 橋 教 一	教育長

（総務政策局総務課法制グループ）